

「熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針(第2回改訂)」
新旧対照表

平成31年(2019年)2月
熊本県土木部道路都市局都市計画課

注1] アンダーラインは、タイトルやページ番号の変更箇所です。

注2] 網掛けは、内容を改訂している箇所です。

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
(目次：抜粋)		
第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について	第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について	
1. 見直しの趣旨 1 2. 前方針から一部改訂する内容について 2 (1) 熊本地震を踏まえ、都市防災に関し早急に見直す必要がある内容に限定 2 (2) 今回改訂の対象外となる内容の見直しは定期見直し時に検討 (削除) 2 3. 都市動向と都市づくりの課題 3 (1) 本県の都市計画の状況 3 (2) 本県の社会経済の動きに対応する都市づくりの課題 5 1) 人口減少、少子高齢社会への対応 5 2) 恵まれた自然環境の維持・保全 6 3) 活力ある都市づくり 7 4) 広域的な交流・連携の活性化 9 5) 安全・安心に暮らせる地域づくり 10 6) 厳しい都市経営の現状 15 (3) これまでの都市計画の運用に関する課題 16 1) 都市計画区域の課題 16 2) 政令指定都市熊本市との調整課題 17 3) 土地利用制度適用における課題 17 4) 市街地整備における課題 17 5) 都市計画区域外における課題 18 6) 県民に対する都市計画制度の十分な周知のための取組みにおける課題 18 7) 「コンパクトな都市づくり」の実現に向けた取組みにおける課題 19 (4) 課題を踏まえた新たな視点 19 1) 過去の災害から得られた経験を教訓とした都市防災の方向性の提示 19 2) 土地利用面でのコンパクトシティに対する実践方法 19 3) 景観等を考慮した地域の文化・資源等の活用 20 4) マネジメントサイクル(PDCA)による都市計画の進行管理の必要性 21 4. 基本方針の構成 22 (1) 基本方針の全体構成 22 (2) 基本方針の内容と都市計画区域マスタープランへの反映 22	1. 見直しの趣旨 1 2. 旧方針作成の経緯と概要 1 (1) 平成12年の都市計画法改正 1 (2) 都市計画区域マスタープラン制度の創設 1 (3) 旧方針策定以降の社会変化 2 3. 都市動向と都市づくりの課題 3 (1) 本県の都市計画の状況 3 (2) 本県の社会経済の動きに対応する都市づくりの課題 5 1) 人口減少、少子高齢社会への対応 5 2) 恵まれた自然環境の維持・保全 6 3) 活力ある都市づくり 7 4) 広域的な交流・連携の活性化 9 5) 安全・安心に暮らせる地域づくり 10 6) 厳しい都市経営の現状 11 (3) これまでの都市計画の運用に関する課題 12 1) 都市計画区域の課題 12 2) 政令指定都市熊本市との調整課題 13 3) 土地利用制度適用における課題 13 4) 市街地整備における課題 13 5) 都市計画区域外における課題 14 6) 県民に対する都市計画制度の十分な周知のための取組みにおける課題 14 7) 「コンパクトな都市づくり」の実現に向けた取組みにおける課題 15 (4) 課題を踏まえた新たな視点 15 1) 減災の視点に立った都市防災の方向性の提示 15 2) 土地利用面でのコンパクトシティに対する実践方法 15 3) 景観等を考慮した地域の文化・資源等の活用 15 4) マネジメントサイクル(PDCA)による都市計画の進行管理の必要性 16 4. 基本方針の構成 17 (1) 基本方針の全体構成 17 (2) 基本方針の内容と都市計画区域マスタープランへの反映 17	⇒新旧対照(P1) ⇒新旧対照(P2-3) ⇒新旧対照(P3) ⇒新旧対照(P4) (※以降ページ番号変更) ⇒新旧対照(P5) ⇒新旧対照(P6) ⇒新旧対照(P7) ⇒新旧対照(P8-13) ⇒新旧対照(P14) ⇒新旧対照(P15) ⇒新旧対照(P16) ⇒新旧対照(P17) ⇒新旧対照(P17) ⇒新旧対照(P18) ⇒新旧対照(P19-20) ⇒新旧対照(P19-20)
第2章 熊本県の都市計画の目標	第2章 熊本県の都市計画の目標	
1. 都市づくりの基本理念 23 2. 都市づくりの基本目標 24 (1) 県土の自然と共生する都市づくり 24 (2) 人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり 26 (3) 都市の個性を生かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり 26 (4) 交流と連携を支える都市ネットワークづくり 28 (5) 住民と行政が協働により取り組む都市づくり 29 3. 都市づくりの目標年次 29 4. 策定後の目標等の見直し 29 第3章 県内に共通する都市計画の方針 1. 都市計画区域の指定の方針 33 (1) 基本的な考え方 33 (2) 都市計画区域の指定に関する方針 33 1) 市街化の動向に対応する都市計画区域の再構成 33 2) 市街地の連続性に対応した都市計画区域の統合 33 3) 市町村の合併を踏まえた都市計画区域の再編 33 4) 都市計画区域の廃止 33	1. 都市づくりの基本理念 18 2. 都市づくりの基本目標 19 (1) 県土の自然と共生する都市づくり 19 (2) 人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり 21 (3) 都市の個性を生かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり 21 (4) 交流と連携を支える都市ネットワークづくり 23 (5) 住民と行政が協働により取り組む都市づくり 24 3. 都市づくりの目標年次 24 4. 策定後の目標等の見直し 24 第3章 県内に共通する都市計画の方針 1. 都市計画区域の指定の方針 28 (1) 基本的な考え方 28 (2) 都市計画区域の指定に関する方針 28 1) 市街化の動向に対応する都市計画区域の再構成 28 2) 市街地の連続性に対応した都市計画区域の統合 28 3) 市町村の合併を踏まえた都市計画区域の再編 28 4) 都市計画区域の廃止 28	⇒新旧対照(P21) ⇒新旧対照(P21) ⇒新旧対照(P22) ⇒新旧対照(P22) ⇒新旧対照(P23)

注1] アンダーラインは、タイトルやページ番号の変更箇所です。

注2] (網掛け)は、内容を改訂している箇所です。

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
	(目次：抜粋)	
2. 土地利用の基本的な方針 …………… 34	2. 土地利用の基本的な方針 …………… 29	
(1) 県内全体の土地利用の方針…………… 34	(1) 県内全体の土地利用の方針…………… 29	
1) 都市的土地利用の適正なコントロール…………… 34	1) 都市的土地利用の適正なコントロール…………… 29	
2) 行政コストを考慮した土地利用…………… 34	2) 行政コストを考慮した土地利用…………… 29	⇒新旧対照(P24)
3) 環境負荷の低減に寄与する土地利用…………… 34	3) 環境負荷の低減に寄与する土地利用…………… 29	
4) 自然災害の軽減に寄与する土地利用…………… 34	4) 自然災害の軽減に寄与する土地利用…………… 29	⇒新旧対照(P24)
5) 地域文化や豊かな自然環境と調和した土地利用への転換…………… 34	5) 地域文化や豊かな自然環境と調和した土地利用への転換…………… 29	
6) 都市的土地利用の計画的な推進…………… 35	6) 都市的土地利用の計画的な推進…………… 30	
7) 土地利用制度の活用…………… 35	7) 土地利用制度の活用…………… 30	
(2) 区域区分制度の適用の方針…………… 35	(2) 区域区分制度の適用の方針…………… 30	
1) 区域区分制度の意義と現状…………… 35	1) 区域区分制度の意義と現状…………… 30	
2) 本県における区域区分制度…………… 35	2) 本県における区域区分制度…………… 30	
3) 区域区分制度の適用方針…………… 36	3) 区域区分制度の適用方針…………… 31	
(3) 市街地の特性に応じた土地利用の方針…………… 38	(3) 市街地の特性に応じた土地利用の方針…………… 33	
1) 中心市街地等における土地利用の方針…………… 38	1) 中心市街地等における土地利用の方針…………… 33	
2) 周辺市街地における土地利用の方針…………… 38	2) 周辺市街地における土地利用の方針…………… 33	
3) 郊外市街地(市街化調整区域、非線引き白地地域)における土地利用の方針…………… 39	3) 郊外市街地(市街化調整区域、非線引き白地地域)における土地利用の方針…………… 34	
4) 都市計画区域外における土地利用の方針…………… 39	4) 都市計画区域外における土地利用の方針…………… 34	
3. 都市施設整備の基本的な方針 …………… 39	3. 都市施設整備の基本的な方針 …………… 34	
(1) 交通施設の整備方針…………… 40	(1) 交通施設の整備方針…………… 35	⇒新旧対照(P25)
1) 広域的な交通体系の整備…………… 40	1) 広域的な交通体系の整備…………… 35	
2) 道路構造物の長寿命化方針…………… 41	2) 道路構造物の長寿命化方針…………… 36	⇒新旧対照(P26)
3) 都市内交通体系の整備方針…………… 41	3) 都市内交通体系の整備方針…………… 36	⇒新旧対照(P26)
(2) 下水道及び河川の整備方針…………… 42	(2) 下水道及び河川の整備方針…………… 37	
1) 総合的な治水対策の実施方針…………… 42	1) 総合的な治水対策の実施方針…………… 37	
2) 魅力ある快適な生活基盤の整備方針…………… 43	2) 魅力ある快適な生活基盤の整備方針…………… 38	
3) 下水道の長寿命化方針…………… 43	3) 下水道の長寿命化方針…………… 38	⇒新旧対照(P27)
(3) 公園の整備方針…………… 43	(3) 公園の整備方針…………… 38	
1) 公園施設の長寿命化方針…………… 43	1) 公園施設の長寿命化方針…………… 38	
2) 公園機能の強化方針…………… 43	2) 公園機能の強化方針…………… 38	⇒新旧対照(P27)
(4) その他の都市施設整備方針…………… 44	(4) その他の都市施設整備方針…………… 39	
4. 市街地整備等の基本的な方針 …………… 44	4. 市街地整備等の基本的な方針 …………… 39	
(1) 中心市街地の整備方針…………… 44	(1) 中心市街地の整備方針…………… 39	
1) 熊本都市圏の中心市街地における高度利用の促進…………… 44	1) 熊本都市圏の中心市街地における高度利用の促進…………… 39	
2) 拠点都市圏及び生活中心都市における中心市街地の再活性化…………… 44	2) 拠点都市圏及び生活中心都市における中心市街地の再活性化…………… 39	
(2) 周辺市街地の整備方針…………… 44	(2) 周辺市街地の整備方針…………… 39	
5. 緑・景観の体系の基本的な方針 …………… 45	5. 緑・景観の体系の基本的な方針 …………… 40	
(1) 自然的環境の保全方針…………… 45	(1) 自然的環境の保全方針…………… 40	
1) 県土をおおう恵まれた自然や景観の保全や再生の必要性…………… 45	1) 県土をおおう恵まれた自然や景観の保全や再生の必要性…………… 40	
2) 自然と共生した都市内の環境づくりの必要性…………… 45	2) 自然と共生した都市内の環境づくりの必要性…………… 40	
(2) 環境圏における水と緑のネットワーク形成…………… 45	(2) 環境圏における水と緑のネットワーク形成…………… 40	
1) 田園・中山間地と都市が一体となった都市環境圏の形成…………… 45	1) 田園・中山間地と都市が一体となった都市環境圏の形成…………… 40	
2) 田園・中山間地との連携による 森林、農地、水辺等における自然環境の保全・再生…………… 45	2) 田園・中山間地との連携による 森林、農地、水辺等における自然環境の保全・再生…………… 40	
(3) 都市内の緑地整備方針…………… 46	(3) 都市内の緑地整備方針…………… 41	
1) 緑豊かな都市環境と災害に強いまちづくり…………… 46	1) 緑豊かな都市環境と災害に強いまちづくり…………… 41	
2) 都市内の生態系に配慮した自然と共生した市街地づくり…………… 46	2) 都市内の生態系に配慮した自然と共生した市街地づくり…………… 41	
(4) 景観の整備方針…………… 46	(4) 景観の整備方針…………… 41	
1) 都市の固有資源を活かした都市づくり…………… 46	1) 都市の固有資源を活かした都市づくり…………… 41	
2) 世界的な景観形成の推進…………… 46	2) 世界的な景観形成の推進…………… 41	
3) 歴史的建造物群などを活かした景観まちづくりの推進…………… 46	3) 歴史的建造物群などを活かした景観まちづくりの推進…………… 41	
(5) 地域固有の資源である地下水を保全するための整備方針…………… 51	(5) 地域固有の資源である地下水を保全するための整備方針…………… 46	
6. 都市防災についての基本的な方針 …………… 51	6. 都市防災についての基本的な方針 …………… 46	⇒新旧対照(P28)
(1) 都市防災への対応方針…………… 51	(1) 都市防災への対応方針…………… 46	⇒新旧対照(P28)
(2) 都市防災へのソフト面の対応…………… 52	(2) 都市防災へのソフト面の対応…………… 46	⇒新旧対照(P29)

注1] アンダーラインは、タイトルやページ番号の変更箇所です。

注2] (網掛け)は、内容を改訂している箇所です。

第5章 都市計画制度の運用方針

- 1. 都市計画の円滑な推進の必要性…………… 62
 - (1) 都市計画における「協働社会」づくり…………… 62
 - (2) 都市計画における住民参加の動向…………… 62
- 2. マネジメントサイクルによる都市計画の評価…………… 62
- 3. 住民参加による都市づくりの推進…………… 66
 - (1) 住民参加のための仕組みづくり…………… 66
 - (2) 住民意見を反映した都市計画の立案への支援…………… 66
- 4. 県と市町村の連携…………… 66
 - (1) 県と市町村との連携による都市計画の効率的推進…………… 66
 - (2) 市町村都市計画マスタープランの作成や都市計画の変更時における協議の実質化、円滑化…………… 67
 - (3) 都市計画の実務に関する県と市町村の役割分担の明確化と協働関係の継続…………… 67

第5章 都市計画制度の運用方針

- 1. 都市計画の円滑な推進の必要性…………… 57
 - (1) 都市計画における「協働社会」づくり…………… 57
 - (2) 都市計画における住民参加の動向…………… 57
- 2. マネジメントサイクルによる都市計画の評価…………… 57
- 3. 住民参加による都市づくりの推進…………… 61
 - (1) 住民参加のための仕組みづくり…………… 61
 - (2) 住民意見を反映した都市計画の立案への支援…………… 61
- 4. 県と市町村の連携…………… 61
 - (1) 県と市町村との連携による都市計画の効率的推進…………… 61
 - (2) 市町村都市計画マスタープランの作成や都市計画の変更時における協議の実質化、円滑化…………… 62
 - (3) 都市計画の実務に関する県と市町村の役割分担の明確化と協働関係の継続…………… 62

注] 素案には未掲載

⇒新旧対照(P30)

⇒新旧対照(P31)

⇒新旧対照(P32)

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p data-bbox="172 241 1350 283">第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (第1章見出し)</p> <p data-bbox="201 367 1320 472">1. 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について</p> <p data-bbox="261 598 1320 703">1. 見直しの趣旨</p> <p data-bbox="261 808 1320 913"><u>2. 前方針から一部改訂する内容について</u></p> <p data-bbox="261 1018 1320 1123">3. 都市動向と都市づくりの課題</p> <p data-bbox="261 1228 1320 1333">4. 基本方針の構成</p>	<p data-bbox="1368 241 2546 283">第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (第1章見出し)</p> <p data-bbox="1397 367 2516 472">1. 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について</p> <p data-bbox="1457 598 2537 703">1. 見直しの趣旨</p> <p data-bbox="1457 808 2537 913"><u>2. 旧方針作成の経緯と概要</u></p> <p data-bbox="1457 1018 2537 1123">3. 都市動向と都市づくりの課題</p> <p data-bbox="1457 1228 2537 1333">4. 基本方針の構成</p>	<p data-bbox="2588 850 2760 892">(タイトル変更)</p>

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p>第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P1)</p> <p>1. 見直しの趣旨</p> <p>本県では、県内の全都市計画区域を対象として、平成16年に都市計画区域マスタープランを策定しました。都市計画区域マスタープランとは、都市計画区域ごとに長期的な視点から都市の将来像を示すとともに、広域的な視点から、都市計画の目標、区域区分、主要な都市計画決定の基本的な方針を定めるものです。</p> <p>この都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、県内各都市計画区域に共通する都市づくりの方針を示すため、「熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針」(以下「<u>当初方針</u>」<u>という。</u>)を平成15年に策定しました。</p> <p><u>その後、都市計画区域マスタープランは策定から約10年が経過し、この間に平成の市町村合併が一区切りし、少子高齢社会の進行、東日本大震災・熊本広域大水害の発生、都市計画法の改正や九州新幹線鹿児島ルート全線開業などの変化を踏まえた見直しが必要となり、平成25年(2013年)に基本方針を改訂(以下「<u>前方針</u>」<u>という。</u>)しました。</u></p> <p><u>今回、本県において平成28年(2016年)4月14日、16日の二度にわたり最大震度7を観測する平成28年熊本地震(以下「<u>熊本地震</u>」<u>という。</u>)が発生し、同一地域で震度7を2度観測したのは、我が国観測史上初めてとなる未曾有の大災害となりました。熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に関連死も含めて250名以上の方が亡くなるとともに、広範囲にわたり都市施設にも大きな被害をもたらしました。</u></p> <p><u>この熊本地震からの経験・教訓を踏まえ、主にこれまで取り組んできた都市防災に関する内容の見直しを行う必要が生じたことから、緊急的に前方針の一部改訂を行うこととしました。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P1)</p> <p>1. 見直しの趣旨</p> <p>本県では、県内の全都市計画区域を対象として、平成16年に都市計画区域マスタープランを策定しました。都市計画区域マスタープランとは、都市計画区域ごとに長期的な視点から都市の将来像を示すとともに、広域的な視点から、都市計画の目標、区域区分、主要な都市計画決定の基本的な方針を定めるものです。</p> <p>この都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、県内各都市計画区域に共通する都市づくりの方針を示すため、「熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針」(以下、「<u>旧方針</u>」)を平成15年に策定しました。</p> <p>都市計画区域マスタープランは策定から約10年が経過し、この間に平成の市町村合併が一区切りし、少子高齢社会の進行、東日本大震災・熊本広域大水害の発生、都市計画法の改正や九州新幹線鹿児島ルート全線開業などの変化を踏まえた見直しが必要とな<u>っています。そのため、都市計画区域マスタープランの改訂に先だって基本方針を改訂することとしました。</u></p> <p>2. 旧方針作成の経緯と概要</p> <p>(1) 平成12年の都市計画法改正</p> <p>新都市計画法(昭和43年(1968年))の制定から約30年が経過した平成12年(2000年)に、都市を取り巻く社会環境において、都市が急速に拡大する「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」に移行したとの認識のもとに、都市計画法の改正が行われました。</p> <p>この改正された都市計画法では、都市計画制度全般にわたって見直しが行われましたが、特に都市計画区域マスタープラン制度や郊外部での新たな土地利用制度の創設等が特徴です。</p> <p>(2) 都市計画区域マスタープラン制度の創設</p> <p>都市計画区域マスタープラン(正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」)制度は、それまで線引きを有する都市計画区域のみに定められていた「整備、開発又は保全の方針」について、線引き・非線引きに関わらず全都市計画区域において定めることとして創設された制度です。</p> <p>都市計画区域については、市町村の区域を越えた広域的、根幹的な見地から、県が都市計画区域の指定を行うこととなっていますが、法改正に基づく「都市計画区域マスタープラン」についても、県が、関係市町村と調整を図りながら策定することとなりました。</p> <div data-bbox="1418 1417 2516 1827" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <pre> graph TD A[国土計画、地方計画、総合計画 等] -- "適合(法13条1項)" --> B[都市計画区域マスタープラン] B -- "即する(法18条2)" --> C[市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)] B -- "即する(法6条の2)" --> D[都市計画区域について定められる都市計画] C -- "即する(法18条の2)" --> D D --> E[土地利用] D --> F[都市施設] D --> G[市街地開発事業] </pre> <p style="text-align: center;">▲図表 1.1 都市計画区域マスタープランの概要</p> </div>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(追加)</p> <p>(構成の変更)</p>

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p>【参考】都市計画区域マスタープラン制度 (P1)</p> <p>都市計画区域マスタープラン(正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」)制度は、それまで線引きを有する都市計画区域のみに定められていた「整備、開発又は保全の方針」について、線引き・非線引きに関わらず全都市計画区域において定めることとして創設された制度です。</p> <p>都市計画区域については、市町村の区域を越えた広域的、根幹的な見地から、県が都市計画区域の指定を行うこととなっていますが、法改正に基づく「都市計画区域マスタープラン」についても、県が、関係市町村と調整を図りながら策定します。</p> <pre> graph TD A[国土計画、地方計画、総合計画 等] -- "↓ 適合(法13条1項)" --> B[都市計画区域マスタープラン] B -- "即する(法18条2)" --> C[市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)] B -- "即する(法6条の2)" --> D[都市計画区域について定められる都市計画] C -- "即する(法18条の2)" --> D D --> E[土地利用] D --> F[都市施設] D --> G[市街地開発事業] </pre> <p>▲図表 1.1 都市計画区域マスタープランの概要</p>		(構成の変更)
<p>(P2)</p> <p>2. 前方針から一部改訂する内容について</p> <p>(1) 熊本地震を踏まえ、都市防災に関し早急に見直す必要がある内容に限定</p> <p>都市計画区域マスタープラン基本方針は、県内各都市計画区域に共通する都市づくりの方針を示したものであり、これを踏まえ、都市計画区域マスタープランや市町村の都市計画マスタープランが策定されます。</p> <p>今後、策定及び改訂される両マスタープランは、熊本地震からの経験・教訓を踏まえた内容になることが確実であり、既にその動きもあるところです。</p> <p>一方、前方針の都市防災に関する記載内容は、東日本大震災等を踏まえた内容として取りまとめているため、熊本地震からの経験・教訓を踏まえた内容を早急に盛り込む必要があります。</p> <p>そのため、今回改訂する内容については、熊本地震を踏まえ都市防災に関し早急に見直す必要がある内容に限定し、その他については、引き続き前方針の内容を踏襲することとします。</p> <p>(2) 今回改訂の対象外となる内容の見直しは定期見直し時に検討</p> <p>都市計画区域マスタープラン基本方針は、都市計画に関する法令の変更や都市計画に関する新たな課題へ対応するための見直しの目安を概ね10年としていることから、今回改訂する都市防災に関する内容以外については、その時点で検討を行うこととします。</p>		

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考																										
<p data-bbox="172 241 1127 283">第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について</p> <p data-bbox="706 913 816 955">(削除)</p>	<p data-bbox="1371 241 2329 283">第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P2)</p> <p data-bbox="1409 289 1869 325">(3) 旧方針策定以降の社会変化</p> <p data-bbox="1439 331 2389 367">都市計画で対応すべき主な社会経済情勢の変化は、以下のようなものであります。</p> <p data-bbox="1424 420 1765 451">【社会経済情勢等の主な変化】</p> <table border="1" data-bbox="1454 457 2507 1564"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1463 464 1760 531">全国的な人口減少</td> <td data-bbox="1774 464 2499 531"> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年(2005年)の国勢調査から人口減少が顕在化 熊本県人口は平成12年(2000年)に減少を確認 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 537 1760 636">リーマンショックと世界的な経済停滞</td> <td data-bbox="1774 537 2499 636"> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年(2008年)のリーマンショックに伴い、世界的な経済低迷へ 県内産業も影響を受ける </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 642 1760 779">市町村合併</td> <td data-bbox="1774 642 2499 779"> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年(2000年)から平成22年(2010年)にかけて多くの県内市町村が合併 合併にあわせて県内の都市計画区域数が22→17へ 1自治体内に複数の都市計画区域が存在 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 785 1760 884">東日本大震災の発生</td> <td data-bbox="1774 785 2499 884"> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年(2011年)に発生し、全国的な社会経済の混乱 国民の防災意識の向上 輸出産業・観光等で県内にも経済的な影響 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 890 1760 921">九州新幹線の全線開業</td> <td data-bbox="1774 890 2499 921"> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年(2011年)の開業により、広域交通網の南北軸が強化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 928 1760 995">熊本市の政令指定市移行</td> <td data-bbox="1774 928 2499 995"> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年(2010年)までの合併を経て、平成24年(2012年)4月に移行 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1001 1760 1068">熊本広域大水害(九州北部豪雨)の発生</td> <td data-bbox="1774 1001 2499 1068"> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年(2012年)7月、九州北部豪雨で熊本県内に大きな被害が発生 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1075 1760 1142">まちづくり三法改正</td> <td data-bbox="1774 1075 2499 1142"> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年(2006年)に、都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法の一部を改正 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1148 1760 1215">都市計画法一部改正</td> <td data-bbox="1774 1148 2499 1215"> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年(2008年)改正で、大規模集客施設等に係る広域調整のための規定整備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1222 1760 1289">低炭素社会づくり行動計画</td> <td data-bbox="1774 1222 2499 1289"> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年(2009年)10月、閣議決定 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1295 1760 1451">第2次一括法の施行</td> <td data-bbox="1774 1295 2499 1451"> <ul style="list-style-type: none"> 地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)を踏まえ、平成24年(2012年)4月に第2次地域主権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第05号))が施行され、市町の都市計画決定に関する権限が拡大された </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1457 1760 1488">地域防災計画</td> <td data-bbox="1774 1457 2499 1488"> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年(2012年)5月見直し </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1495 1760 1562">都市の低炭素化の促進に関する法律</td> <td data-bbox="1774 1495 2499 1562"> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年(2012年)9月公布(12月4日施行) 都市低炭素化促進法 </td> </tr> </tbody> </table>	全国的な人口減少	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年(2005年)の国勢調査から人口減少が顕在化 熊本県人口は平成12年(2000年)に減少を確認 	リーマンショックと世界的な経済停滞	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年(2008年)のリーマンショックに伴い、世界的な経済低迷へ 県内産業も影響を受ける 	市町村合併	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年(2000年)から平成22年(2010年)にかけて多くの県内市町村が合併 合併にあわせて県内の都市計画区域数が22→17へ 1自治体内に複数の都市計画区域が存在 	東日本大震災の発生	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年(2011年)に発生し、全国的な社会経済の混乱 国民の防災意識の向上 輸出産業・観光等で県内にも経済的な影響 	九州新幹線の全線開業	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年(2011年)の開業により、広域交通網の南北軸が強化 	熊本市の政令指定市移行	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年(2010年)までの合併を経て、平成24年(2012年)4月に移行 	熊本広域大水害(九州北部豪雨)の発生	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年(2012年)7月、九州北部豪雨で熊本県内に大きな被害が発生 	まちづくり三法改正	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年(2006年)に、都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法の一部を改正 	都市計画法一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年(2008年)改正で、大規模集客施設等に係る広域調整のための規定整備 	低炭素社会づくり行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年(2009年)10月、閣議決定 	第2次一括法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)を踏まえ、平成24年(2012年)4月に第2次地域主権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第05号))が施行され、市町の都市計画決定に関する権限が拡大された 	地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年(2012年)5月見直し 	都市の低炭素化の促進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年(2012年)9月公布(12月4日施行) 都市低炭素化促進法 	<p data-bbox="2582 304 2671 336">(削除)</p>
全国的な人口減少	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年(2005年)の国勢調査から人口減少が顕在化 熊本県人口は平成12年(2000年)に減少を確認 																											
リーマンショックと世界的な経済停滞	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年(2008年)のリーマンショックに伴い、世界的な経済低迷へ 県内産業も影響を受ける 																											
市町村合併	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年(2000年)から平成22年(2010年)にかけて多くの県内市町村が合併 合併にあわせて県内の都市計画区域数が22→17へ 1自治体内に複数の都市計画区域が存在 																											
東日本大震災の発生	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年(2011年)に発生し、全国的な社会経済の混乱 国民の防災意識の向上 輸出産業・観光等で県内にも経済的な影響 																											
九州新幹線の全線開業	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年(2011年)の開業により、広域交通網の南北軸が強化 																											
熊本市の政令指定市移行	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年(2010年)までの合併を経て、平成24年(2012年)4月に移行 																											
熊本広域大水害(九州北部豪雨)の発生	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年(2012年)7月、九州北部豪雨で熊本県内に大きな被害が発生 																											
まちづくり三法改正	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年(2006年)に、都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法の一部を改正 																											
都市計画法一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年(2008年)改正で、大規模集客施設等に係る広域調整のための規定整備 																											
低炭素社会づくり行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年(2009年)10月、閣議決定 																											
第2次一括法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)を踏まえ、平成24年(2012年)4月に第2次地域主権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第05号))が施行され、市町の都市計画決定に関する権限が拡大された 																											
地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年(2012年)5月見直し 																											
都市の低炭素化の促進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年(2012年)9月公布(12月4日施行) 都市低炭素化促進法 																											

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考																																																																																																																										
<p data-bbox="154 231 1359 283">第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P3)</p> <p data-bbox="154 294 1359 346">3. 都市動向と都市づくりの課題</p> <p data-bbox="154 357 1359 409">(1) 本県の都市計画の状況</p> <p data-bbox="154 420 1359 493">土地利用、都市施設、市街地開発事業等の各種の都市計画を決定し、それに基づいた計画的な整備を進めてきました。</p> <p data-bbox="154 504 1359 556">主な都市施設の具体的な整備状況は、当初方針策定時から以下のように進んでいます。</p> <table data-bbox="267 567 1276 777"> <tr> <td></td> <td>(H12年)</td> <td>(H22年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■都市計画道路の改良率は</td> <td>52% → 63% (72km 整備)</td> <td>10年間で約11ポイント向上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■都市計画公園の整備率は</td> <td>77% → 98% (193ha 整備)</td> <td>10年間で約21ポイント向上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■公共下水道の整備率は</td> <td>57% → 72% (3,767ha 整備)</td> <td>10年間で約15ポイント向上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■土地区画整理事業は</td> <td>77% → 90% (443ha 整備)</td> <td>10年間で約13ポイント向上</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="474 808 1098 850">▼図表 1.2 熊本県の主な都市計画事業の実施状況</p> <table data-bbox="252 850 1305 1218"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">策定時 (H12.3 末)</th> <th colspan="3">現在 (H22.3 末)</th> </tr> <tr> <th>計画量</th> <th>整備量</th> <th>整備率</th> <th>計画量</th> <th>整備量</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画道路</td> <td>710km</td> <td>368km</td> <td>51.8%</td> <td>699km</td> <td>440km</td> <td>62.9%</td> </tr> <tr> <td>都市計画公園</td> <td>1,019ha</td> <td>791ha</td> <td>77.6%</td> <td>1,002ha</td> <td>984ha</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>公共下水道</td> <td>28,135ha</td> <td>16,151ha</td> <td>57.4%</td> <td>27,544ha</td> <td>19,918ha</td> <td>72.3%</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>2,795ha</td> <td>2,163ha</td> <td>77.4%</td> <td>2,890ha</td> <td>2,606ha</td> <td>90.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1113 1218 1305 1249">資料：都市計画年報</p> <p data-bbox="154 1270 1359 1312">また、県内の主な都市計画事業などの実施状況は、次のようになっています。</p> <div data-bbox="326 1354 1231 1764" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 交通結節機能の強化 (JR 新水前寺駅と新水前寺駅前電停) • 再開発による都心居住の推進、環境の充実、コンパクトシティ形成 (熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業) • 計画的な居住地形成による良好な居住環境の提供 (本渡北土地区画整理事業) • 都市間を連絡する高規格幹線道路の整備 (南九州西回り自動車道) <p style="text-align: right;">など</p> </div>		(H12年)	(H22年)		■都市計画道路の改良率は	52% → 63% (72km 整備)	10年間で約11ポイント向上		■都市計画公園の整備率は	77% → 98% (193ha 整備)	10年間で約21ポイント向上		■公共下水道の整備率は	57% → 72% (3,767ha 整備)	10年間で約15ポイント向上		■土地区画整理事業は	77% → 90% (443ha 整備)	10年間で約13ポイント向上			策定時 (H12.3 末)			現在 (H22.3 末)			計画量	整備量	整備率	計画量	整備量	整備率	都市計画道路	710km	368km	51.8%	699km	440km	62.9%	都市計画公園	1,019ha	791ha	77.6%	1,002ha	984ha	98.2%	公共下水道	28,135ha	16,151ha	57.4%	27,544ha	19,918ha	72.3%	土地区画整理事業	2,795ha	2,163ha	77.4%	2,890ha	2,606ha	90.2%	<p data-bbox="1359 231 2558 283">第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P3)</p> <p data-bbox="1359 294 2558 346">3. 都市動向と都市づくりの課題</p> <p data-bbox="1359 357 2558 409">(1) 本県の都市計画の状況</p> <p data-bbox="1359 420 2558 493">土地利用、都市施設、市街地開発事業等の各種の都市計画を決定し、それに基づいた計画的な整備を進めてきました。</p> <p data-bbox="1359 504 2558 556">主な都市施設の具体的な整備状況は、旧方針策定時から以下のように進んでいます。</p> <table data-bbox="1469 567 2478 777"> <tr> <td></td> <td>(H12年)</td> <td>(H22年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■都市計画道路の改良率は</td> <td>52% → 63% (72km 整備)</td> <td>10年間で約11ポイント向上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■都市計画公園の整備率は</td> <td>77% → 98% (193ha 整備)</td> <td>10年間で約21ポイント向上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■公共下水道の整備率は</td> <td>57% → 72% (3,767ha 整備)</td> <td>10年間で約15ポイント向上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■土地区画整理事業は</td> <td>77% → 90% (443ha 整備)</td> <td>10年間で約13ポイント向上</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="1676 808 2300 850">▼図表 1.2 熊本県の主な都市計画事業の実施状況</p> <table data-bbox="1454 850 2507 1218"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">策定時 (H12.3 末)</th> <th colspan="3">現在 (H22.3 末)</th> </tr> <tr> <th>計画量</th> <th>整備量</th> <th>整備率</th> <th>計画量</th> <th>整備量</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画道路</td> <td>710km</td> <td>368km</td> <td>51.8%</td> <td>699km</td> <td>440km</td> <td>62.9%</td> </tr> <tr> <td>都市計画公園</td> <td>1,019ha</td> <td>791ha</td> <td>77.6%</td> <td>1,002ha</td> <td>984ha</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>公共下水道</td> <td>28,135ha</td> <td>16,151ha</td> <td>57.4%</td> <td>27,544ha</td> <td>19,918ha</td> <td>72.3%</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>2,795ha</td> <td>2,163ha</td> <td>77.4%</td> <td>2,890ha</td> <td>2,606ha</td> <td>90.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="2300 1218 2507 1249">資料：都市計画年報</p> <p data-bbox="1359 1270 2558 1312">また、県内の主な都市計画事業などの実施状況は、次のようになっています。</p> <div data-bbox="1528 1354 2433 1764" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 交通結節機能の強化 (JR 新水前寺駅と新水前寺駅前電停) • 再開発による都心居住の推進、環境の充実、コンパクトシティ形成 (熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業) • 計画的な居住地形成による良好な居住環境の提供 (本渡北土地区画整理事業) • 都市間を連絡する高規格幹線道路の整備 (南九州西回り自動車道) <p style="text-align: right;">など</p> </div>		(H12年)	(H22年)		■都市計画道路の改良率は	52% → 63% (72km 整備)	10年間で約11ポイント向上		■都市計画公園の整備率は	77% → 98% (193ha 整備)	10年間で約21ポイント向上		■公共下水道の整備率は	57% → 72% (3,767ha 整備)	10年間で約15ポイント向上		■土地区画整理事業は	77% → 90% (443ha 整備)	10年間で約13ポイント向上			策定時 (H12.3 末)			現在 (H22.3 末)			計画量	整備量	整備率	計画量	整備量	整備率	都市計画道路	710km	368km	51.8%	699km	440km	62.9%	都市計画公園	1,019ha	791ha	77.6%	1,002ha	984ha	98.2%	公共下水道	28,135ha	16,151ha	57.4%	27,544ha	19,918ha	72.3%	土地区画整理事業	2,795ha	2,163ha	77.4%	2,890ha	2,606ha	90.2%	<p data-bbox="2558 504 2849 556">(用語の整合)</p>
	(H12年)	(H22年)																																																																																																																										
■都市計画道路の改良率は	52% → 63% (72km 整備)	10年間で約11ポイント向上																																																																																																																										
■都市計画公園の整備率は	77% → 98% (193ha 整備)	10年間で約21ポイント向上																																																																																																																										
■公共下水道の整備率は	57% → 72% (3,767ha 整備)	10年間で約15ポイント向上																																																																																																																										
■土地区画整理事業は	77% → 90% (443ha 整備)	10年間で約13ポイント向上																																																																																																																										
	策定時 (H12.3 末)			現在 (H22.3 末)																																																																																																																								
	計画量	整備量	整備率	計画量	整備量	整備率																																																																																																																						
都市計画道路	710km	368km	51.8%	699km	440km	62.9%																																																																																																																						
都市計画公園	1,019ha	791ha	77.6%	1,002ha	984ha	98.2%																																																																																																																						
公共下水道	28,135ha	16,151ha	57.4%	27,544ha	19,918ha	72.3%																																																																																																																						
土地区画整理事業	2,795ha	2,163ha	77.4%	2,890ha	2,606ha	90.2%																																																																																																																						
	(H12年)	(H22年)																																																																																																																										
■都市計画道路の改良率は	52% → 63% (72km 整備)	10年間で約11ポイント向上																																																																																																																										
■都市計画公園の整備率は	77% → 98% (193ha 整備)	10年間で約21ポイント向上																																																																																																																										
■公共下水道の整備率は	57% → 72% (3,767ha 整備)	10年間で約15ポイント向上																																																																																																																										
■土地区画整理事業は	77% → 90% (443ha 整備)	10年間で約13ポイント向上																																																																																																																										
	策定時 (H12.3 末)			現在 (H22.3 末)																																																																																																																								
	計画量	整備量	整備率	計画量	整備量	整備率																																																																																																																						
都市計画道路	710km	368km	51.8%	699km	440km	62.9%																																																																																																																						
都市計画公園	1,019ha	791ha	77.6%	1,002ha	984ha	98.2%																																																																																																																						
公共下水道	28,135ha	16,151ha	57.4%	27,544ha	19,918ha	72.3%																																																																																																																						
土地区画整理事業	2,795ha	2,163ha	77.4%	2,890ha	2,606ha	90.2%																																																																																																																						

【新：改訂後(素案)】

第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P5)
 (2) 本県の社会経済の動きに対応する都市づくりの課題

本県の近年における都市動向等を踏まえながら、これからの都市づくりに向けた課題は以下の通りです。

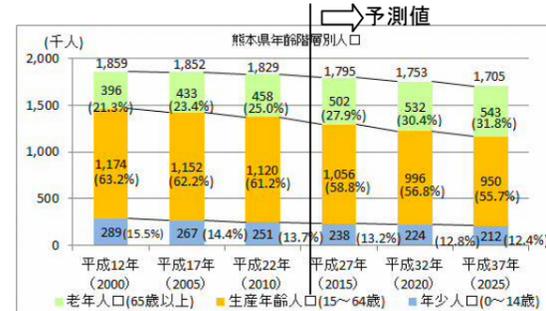
1) 人口減少、少子高齢社会への対応

本県の人口は平成12年(2000年)以降一貫して減少しており、**当初**方針時の人口予測よりもその減少量が大きくなっています。また、高齢化についても全国平均を上回るペースで進行しています。一方で世帯数は増加を続けており、核家族化などによる世帯規模の縮小が進んでいます。

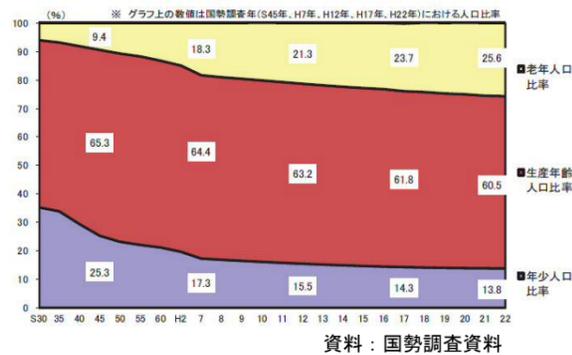
この人口減少と少子高齢社会の進行は今後とも続くと予想され、これに伴う税収の減少と福祉分野の費用増大により、本県の財政状況は厳しさを増すものと考えられます。

一方、道路、公園、下水道等の都市基盤施設については着実に整備が進んできているものの、今後はその維持管理コストの増加が予想され、これまでのようなペースで整備を進めていくことが困難になっています。これからは、都市基盤施設の既存ストックの有効活用を基本としながら、より効果的で効率的な整備に努めるとともに、誰もが安心して生活するためのユニバーサルデザインに配慮した人と環境にやさしい都市づくりを進めていくことが必要です。

【当初方針策定当時の人口予測】



▲図表 1.4 熊本県の年齢階層別人口の推移と予測(当初方針との比較)

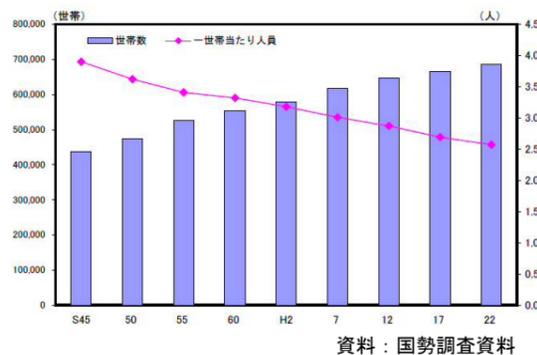


▲図表 1.5 熊本県の年齢3区分別人口比率の推移

【前方針策定当時の人口予測】



▲図表 1.4 熊本県の年齢階層別人口の推移と予測(旧方針との比較)



▲図表 1.6 熊本県の世帯数と世帯平均人員の推移

【旧：改訂前】

第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P5)
 (2) 本県の社会経済の動きに対応する都市づくりの課題

本県の近年における都市動向等を踏まえながら、これからの都市づくりに向けた課題は以下の通りです。

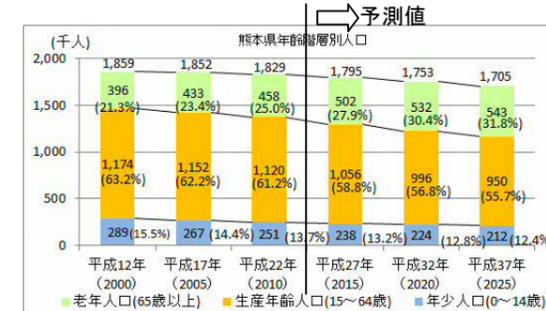
1) 人口減少、少子高齢社会への対応

本県の人口は平成12年(2000年)以降一貫して減少しており、**旧**方針時の人口予測よりもその減少量が大きくなっています。また、高齢化についても全国平均を上回るペースで進行しています。一方で世帯数は増加を続けており、核家族化などによる世帯規模の縮小が進んでいます。

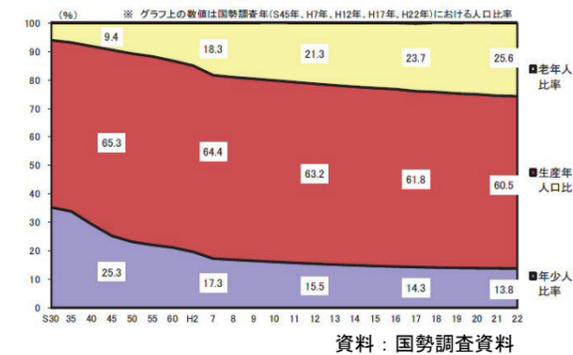
この人口減少と少子高齢社会の進行は今後とも続くと予想され、これに伴う税収の減少と福祉分野の費用増大により、本県の財政状況は厳しさを増すものと考えられます。

一方、道路、公園、下水道等の都市基盤施設については着実に整備が進んできているものの、今後はその維持管理コストの増加が予想され、これまでのようなペースで整備を進めていくことが困難になっています。これからは、都市基盤施設の既存ストックの有効活用を基本としながら、より効果的で効率的な整備に努めるとともに、誰もが安心して生活するためのユニバーサルデザインに配慮した人と環境にやさしい都市づくりを進めていくことが必要です。

【前回(旧方針策定時)の人口予測】



▲図表 1.4 熊本県の年齢階層別人口の推移と予測(旧方針との比較)

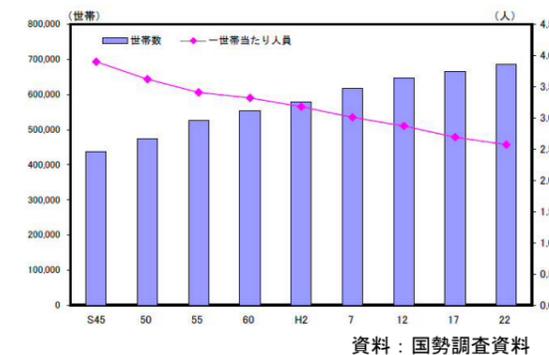


▲図表 1.5 熊本県の年齢3区分別人口比率の推移

【今回の人口予測】



▲図表 1.6 熊本県の世帯数と世帯平均人員の推移



(用語の整合)

(用語の整合)

(用語の整合)

備考

【新：改訂後(素案)】

第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について

(P9)

4) 広域的な交流・連携の活性化

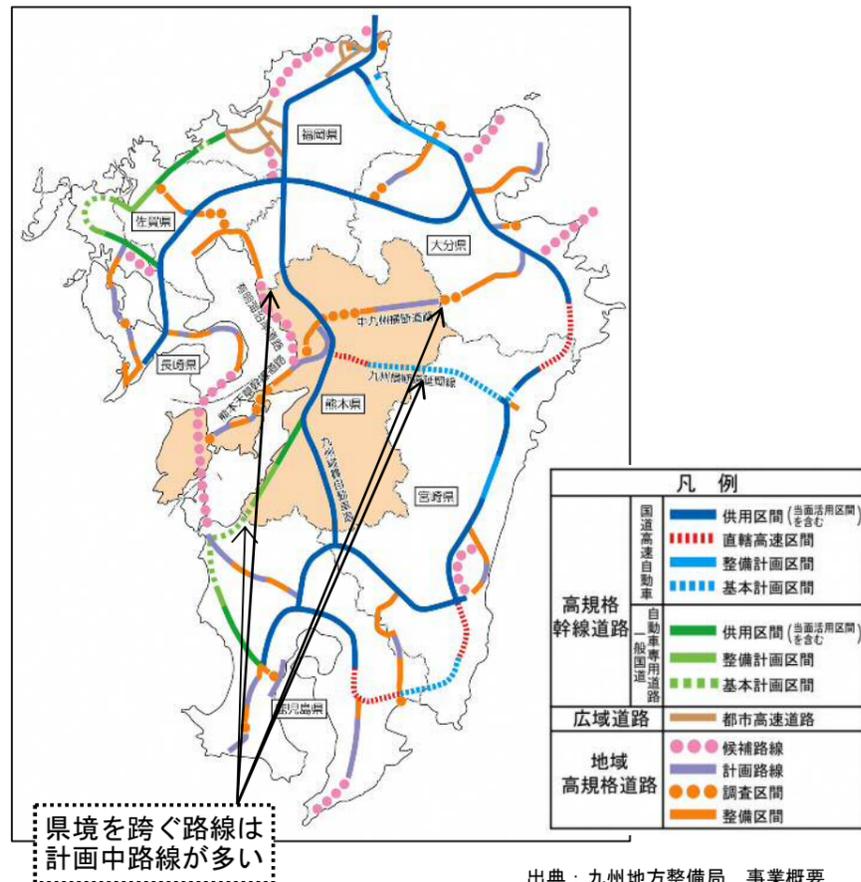
本県の都市形成の経緯に目を向けると、九州縦貫自動車道などの広域的な交流・連携基盤の整備と密接な関係があることがうかがえます。現在も「150分構想※」や「90分構想※」などの道路整備の取組みや、交通事業者の企業努力による交通機関のスピードアップなどが図られており、交流機能の向上が続いています。

※本県が推進する道路整備の基本方針(「150分構想」、熊本都市圏と九州各県主要都市を150分で結ぶ、「90分構想」：熊本空港や熊本都市圏と県内主要都市間を90分で結ぶ)

しかしながら、高規格幹線道路等の整備状況をみると、福岡県と大分県では整備が進んでいるのに対し、県内では十分な整備が進んでいない状況です。そのため、活力あふれる都市づくりを進めるための交流人口増大に向けた移動環境整備のために、早急に高規格幹線道路等を整備することが望まれます。

また、九州新幹線鹿児島ルート全線開業や高規格幹線道路等の整備による交流・連携の促進が、本県の都市づくりに大きな変革をもたらしています。

今後は、これらの整備を契機として、九州におけるハブ機能を強化し、本県が九州発展のセッターの役割を果たすことで、「将来の九州の州都」実現につながるよう既存の都市拠点の充実や新たな拠点形成を図るとともに、本県の活力向上につなげていくことが必要です。



▲図表 1.15 九州の高規格幹線道路・地域高規格道路など

【旧：改訂前】

第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について

(P9)

4) 広域的な交流・連携の活性化

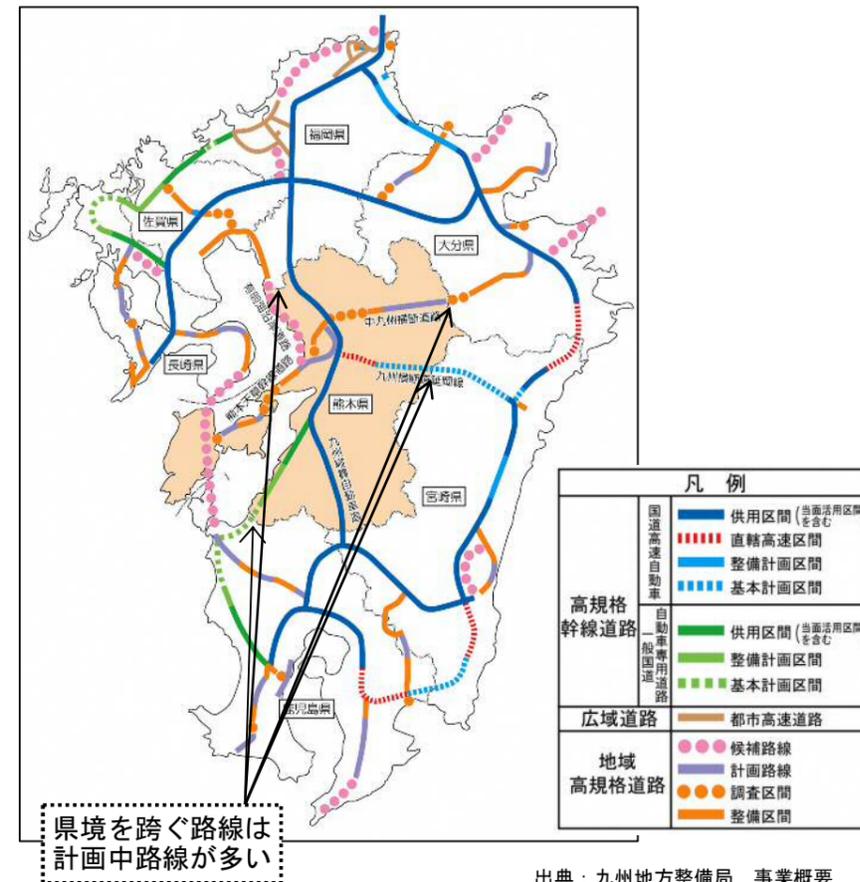
本県の都市形成の経緯に目を向けると、九州縦貫自動車道などの広域的な交流・連携基盤の整備と密接な関係があることがうかがえます。現在も「150分構想※」や「90分構想※」などの道路整備の取組みや、交通事業者の企業努力による交通機関のスピードアップなどが図られており、交流機能の向上が続いています。

※本県が推進する道路整備の基本方針(「150分構想」、熊本都市圏と九州各県主要都市を150分で結ぶ、「90分構想」：熊本空港や熊本都市圏と県内主要都市間を90分で結ぶ)

しかしながら、高規格幹線道路等の整備状況をみると、福岡県と大分県では整備が進んでいるのに対し、県内では十分な整備が進んでいない状況です。そのため、活力あふれる都市づくりを進めるための交流人口増大に向けた移動環境整備のために、早急に高規格幹線道路等を整備することが望まれます。

また、九州新幹線鹿児島ルート全線開業や高規格幹線道路等の整備による交流・連携の促進が、本県の都市づくりに大きな変革をもたらしています。

今後は、これらの整備を契機として、九州におけるハブ機能を強化し、本県が九州発展のセッターの役割を果たすことで、「将来の九州の州都」実現につながるよう既存の都市拠点の充実や新たな拠点形成を図るとともに、本県の活力向上につなげていくことが必要です。



▲図表 1.15 九州の高規格幹線道路・地域高規格道路など

(修正)

【新：改訂後(素案)】

第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P10)

5) 安全・安心に暮らせる地域づくり

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた大規模な津波や、地震振動に伴う液状化現象、地盤沈下などによって、多くの生命と財産が失われました。

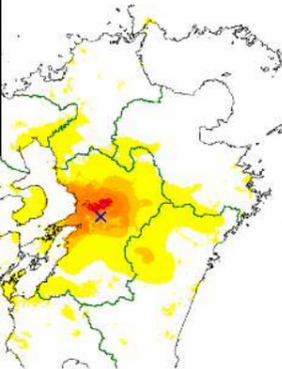
本県でも、平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震において、熊本都市圏及び阿蘇地域を中心に多くの尊い命が失われ、県内には以下のような甚大な被害がもたらされました。

熊本地震の概要 ①

- 平成28年(2016年)4月、日奈久断層帯(高野一白旗区間)の活動に伴う前震と布田川断層帯(布田川区間)の活動を本震とするいずれも震度7の激烈な地震が発生
- 同一地域で震度7を2度観測したのは、我が国観測史上初

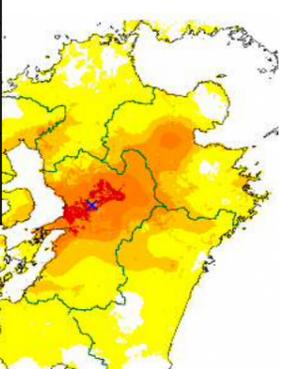
熊本地震の概要

前震	
発生日時	平成28年4月14日 21時26分
震央地名	熊本県熊本地方
マグニチュード	6.5
震度6弱以上を観測した自治体	益城町
震度6	なし
震度6弱	熊本市、玉名市、宇城市、嘉島町、西原村



資料：気象庁

本震	
発生日時	平成28年4月16日 1時25分
震央地名	熊本県熊本地方
マグニチュード	7.3
震度6弱以上を観測した自治体	益城町、西原村、熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、嘉島町、南阿蘇村
震度6	八代市、玉名市、上天草市、阿蘇市、天草市、和水町、菊陽町、御船町、美里町、山都町、氷川町
震度6弱	



資料：気象庁

- 一部損壊まで含めた住家被害が約20万棟発生し復旧が長期化するのに加え、平成28年(2016年)6月に発生した豪雨被害でも熊本地震の影響による住宅被害が発生
- 市街地において地盤崩壊や液状化など土地の災害リスクが顕在化

建物・土地の被害状況

【宅地被害】(益城町)



【大規模土砂災害発生状況】(阿蘇大橋周辺)



【液状化による土地の沈下】(熊本市南区近見)



【大規模盛土造成地滑動崩落被害】



【旧：改訂前】

第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P10)

5) 安全・安心に暮らせる地域づくり

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた大規模な津波や、地震振動に伴う液状化現象、地盤沈下などによって、多くの生命と財産が失われました。

本県においても、火山活動に加えて多くの活断層帯の存在が確認されており、地震災害に対応するための都市づくりに早急に対応していくことが必要となっています。

(修正)

(追加)

備考

(P11)

熊本地震の概要 ②

- 自治体の庁舎や物資集積所など防災拠点*施設が被災し、防災機能が低下
- 想定していた避難所の容量をはるかに超えた避難者が発生。さらに、避難所以外の施設への避難や、車中避難、自宅の軒先避難が発生し、頻発する余震活動の影響から避難所の開設期間が長期化
- 地震に対する個人の備えが不十分であったことや共助による災害対応が十分でない地域が存在

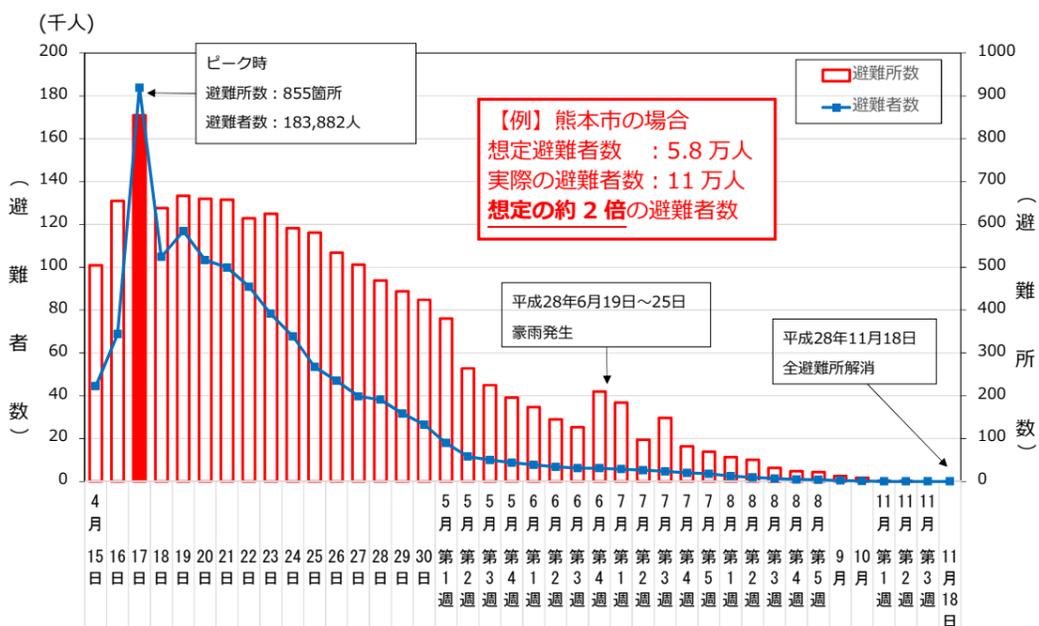
【広域防災拠点の被災状況】
(益城町 グランメッセ)



【防災拠点の被災状況】
(宇土市役所)



【避難者・避難所数の推移グラフ】



防災拠点の被災状況等

(追加)

※防災拠点には「熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成27年(2015年)3月)」において設定されている、災害時の司令塔となる行政機関の庁舎や救援拠点としての拠点病院、避難地としての学校施設などが含まれます。

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考						
<p style="text-align: right;">(P12)</p> <p style="text-align: center;">熊本地震の概要 ③</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害発生直後には高速道路などの緊急輸送道路が機能しなくなる問題が発生 ●街路空間の整備が十分でない密集市街地や沿道地域では、倒壊した建物や電柱が円滑な避難や緊急車両の安全な通行を阻害 ●道路以外にも下水道や河川堤防などにも被害が発生 ●インフラ（道路、上下水道、ガス、電力等）の広範囲にわたる深刻な被害により、経済活動や日常生活に影響 <div style="display: flex; flex-direction: row;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: small;">都市施設の被害状況</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="270 527 804 947" style="text-align: center;"> <p>【高速道路跨道橋の落橋】 (九州縦貫自動車道)</p>  </td> <td data-bbox="804 527 1347 947" style="text-align: center;"> <p>【道路に生じた段差】 (阿蘇市)</p>  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 947 804 1367" style="text-align: center;"> <p>【被災建物による道路封鎖】 (益城町)</p>  </td> <td data-bbox="804 947 1347 1367" style="text-align: center;"> <p>【電柱道路封鎖】 (阿蘇公園菊池線(菊池市原))</p>  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 1367 804 1797" style="text-align: center;"> <p>【管渠被災状況】(熊本市)</p>  </td> <td data-bbox="804 1367 1347 1797" style="text-align: center;"> <p>【矢形川 堤防亀裂】(嘉島町)</p>  </td> </tr> </table> </div>	<p>【高速道路跨道橋の落橋】 (九州縦貫自動車道)</p> 	<p>【道路に生じた段差】 (阿蘇市)</p> 	<p>【被災建物による道路封鎖】 (益城町)</p> 	<p>【電柱道路封鎖】 (阿蘇公園菊池線(菊池市原))</p> 	<p>【管渠被災状況】(熊本市)</p> 	<p>【矢形川 堤防亀裂】(嘉島町)</p> 		(追加)
<p>【高速道路跨道橋の落橋】 (九州縦貫自動車道)</p> 	<p>【道路に生じた段差】 (阿蘇市)</p> 							
<p>【被災建物による道路封鎖】 (益城町)</p> 	<p>【電柱道路封鎖】 (阿蘇公園菊池線(菊池市原))</p> 							
<p>【管渠被災状況】(熊本市)</p> 	<p>【矢形川 堤防亀裂】(嘉島町)</p> 							

【新：改訂後(素案)】

【旧：改訂前】

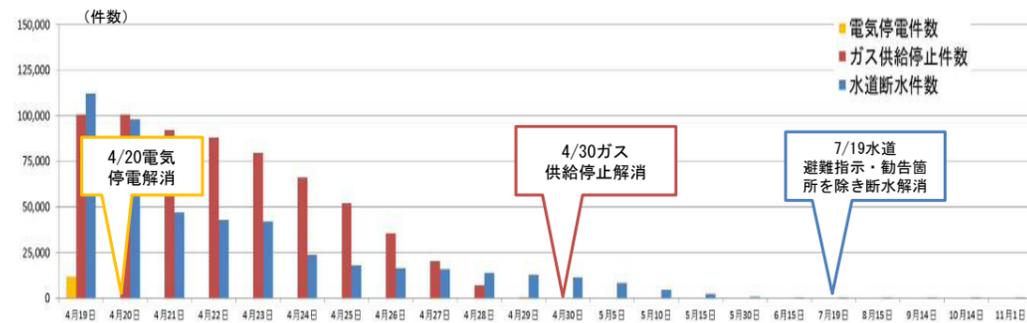
備考

(P13)

熊本地震の概要 ④

【ライフラインの被災状況と復旧状況】

都市施設の被害状況



出典：「熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取組に関する検証報告書（平成30年(2018年)3月熊本県）」

このような未曾有の大災害からの復興及び今後の災害に対する都市の防災力の強化を図るため、熊本地震からの創造的復興に全力で取り組むとともに、震災の経験・教訓を踏まえた地震災害に対応するための都市づくりに早急に取り組む必要があります。

(追加)

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p style="text-align: right;">(P14)</p> <p>また、本県は県内の大部分を山地や丘陵が占めるという地形条件と、降水量や台風の襲来が多いという気候条件から、<u>数年サイクルで豪雨による水害や土砂災害などの自然災害を経験しており</u>、全国的にみても風水害に伴う災害の発生しやすい県であるといえます。</p> <p>近年は局地的に短時間に大雨が降るいわゆるゲリラ豪雨の発生が増加しており、都市化による土地の保水力低下と相まって、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生してきています。</p> <p>平成 24 年(2012 年)7 月 12 日に発生した熊本広域大水害(九州北部豪雨)では、河川 601 箇所、砂防施設 159 箇所の公共土木施設及び死者・行方不明者 25 人、住家の全・半壊が 1,400 棟以上に達する被害が発生しました。</p> <p><u>さらに、平成 28 年(2016 年)4 月に発生した熊本地震 2 カ月後には梅雨期の豪雨による土砂災害等の被害を経験することとなり、複合被害を考慮した土地利用の検討や都市防災施設の整備に加え、官民が連携した防災や減災への備えの重要性、並びに災害時の自助共助に向けた平時からの準備の必要性を、教訓として学んだところです。</u></p> <p>このような自然災害に対応するために、<u>今後、いつどこで発生してもおかしくないとの認識のもと</u>安全で安心な生活環境を確保し、かつ様々な災害から住民の生命・財産を守るための地域づくりが重要で、これまでに進めてきた<u>減災の視点を取り入れつつ</u>、都市防災機能の確保に寄与する都市計画事業を計画的かつ重点的に進めることが必要です。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>本県では、統合型防災情報システムや<u>防災情報メールサービスにより、気象、水防、砂防などの情報を提供していますが、住民へ防災情報をより確実に伝達するため、防災情報を国から市町村へ直接配信する Jアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられる Lアラート(災害情報共有システム)の更なる活用等が必要</u>です。</p> <p>また、日常的な暮らしの安全・安心の確保の観点として、防犯面では、見通しや明るさの確保等による犯罪防止に配慮した道路、公園等の施設の普及を図り、犯罪のないまちづくりを積極的に推進することが必要です。交通安全の面では、幹線道路や街区道路等における歩道空間整備といった交通の安全性を、引き続き向上させることが必要です。</p>	<p style="text-align: right;">(P10)</p> <p>また、本県は県内の大部分を山地や丘陵が占めるという地形条件と、降水量や台風の襲来が多いという気候条件から、全国的にみても風水害に伴う災害の発生しやすい県であるといえます。</p> <p>近年は局地的に短時間に大雨が降るいわゆるゲリラ豪雨の発生が増加しており、都市化による土地の保水力低下と相まって、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生してきています。</p> <p>平成 24 年(2012 年)7 月 12 日に発生した熊本広域大水害(九州北部豪雨)では、河川 601 箇所、砂防施設 159 箇所の公共土木施設及び死者・行方不明者 25 人、住家の全・半壊が 1,400 棟以上に達する被害が発生しました。</p> <p>このような自然災害に対応するためには、安全で安心な生活環境を確保し、かつ様々な災害から住民の生命・財産を守るための地域づくりが重要で、これまでに進めてきた都市防災機能の確保に寄与する都市計画事業を計画的かつ重点的に進めることが必要です。</p> <p><u>あわせて、阪神大震災後から意識され、東日本大震災後に特に取組みが見直された“減災(あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとする考え方)”の視点を取り入れていくことも必要</u>です。</p> <p>本県では、統合型防災情報システムによる情報提供や防災行政無線の整備、及び土砂災害の危険度情報の提供などを行っていますが、<u>今後は、地域全体の防災力を高め、災害から県民の生命・財産を守るために、市町村作成のハザードマップの活用や避難路の確保等が求められています。</u></p> <p>また、日常的な暮らしの安全・安心の確保の観点として、防犯面では、見通しや明るさの確保等による犯罪防止に配慮した道路、公園等の施設の普及を図り、犯罪のないまちづくりを積極的に推進することが必要です。交通安全の面では、幹線道路や街区道路等における歩道空間整備といった交通の安全性を、引き続き向上させることが必要です。</p>	<p>(修正)</p> <p>(追加)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(削除)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

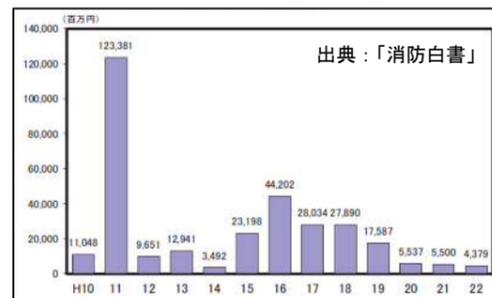
【新：改訂後(素案)】

(削除)

【旧：改訂前】

(P10)

(削除)



▲図表 1.16 熊本県の風水害による被害額の推移



▲図表 1.17 平成 24 年 7 月 12 日の白川の状況 (大甲橋上流 南千反畑付近)

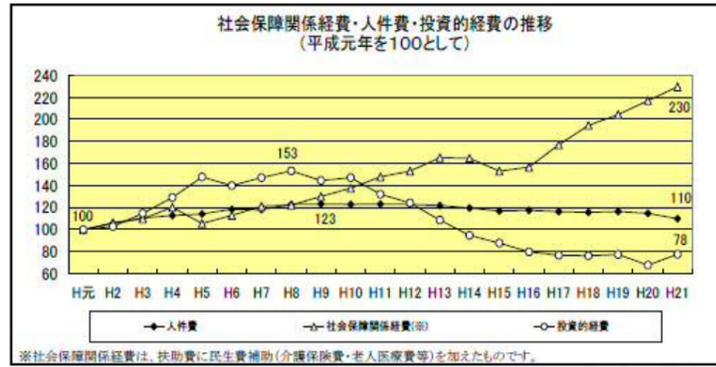
【新：改訂後(素案)】

第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について

(P15)

6) 厳しい都市経営の現状

本県では、依然として高い債務残高を有する中、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費が年々増加しており、一方で、投資的経費は公共事業の見直し等により、ピーク時(H8)の約半分にまで減少しています。

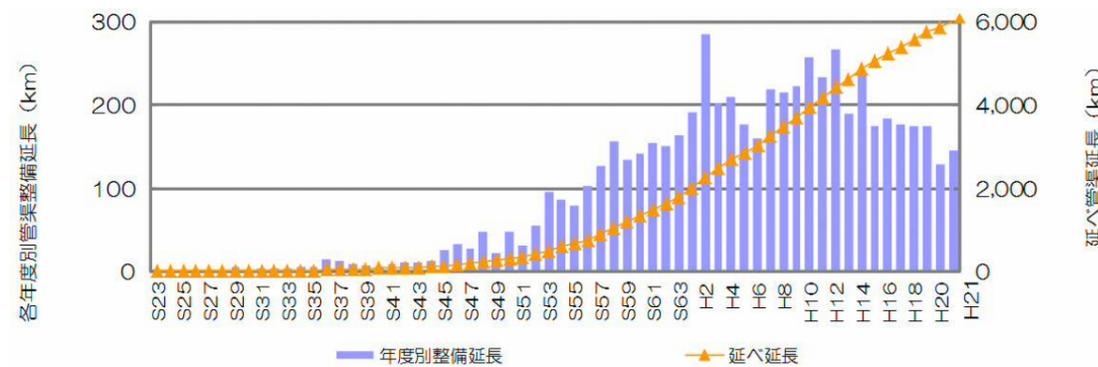


※熊本県庁の経費 出典：熊本県 財政課資料

▲図 1.16 社会保障関係経費・人件費・投資的経費の推移

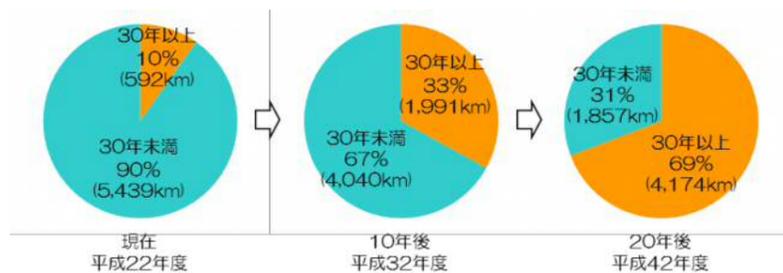
このような厳しい都市経営の中で、都市基盤整備を進めるとともに、今後、老朽化する社会資本の維持管理を適切に行っていく必要があります。例えば、総延長が約 6,000km ある本県内の下水道管は、約 20 年後(平成 42 年)に整備後 30 年以上を経過する施設が 4,000km(約 7 割)以上になります。

1 人当たりの行政コストは、社会資本の維持管理や更新費用等の増大に比例して増える傾向にあり、人口密度が低い市街地ほどコストが高くなることから、低密度な市街地の発生につながる無秩序な都市の拡大は、抑制していく必要があります。



出典：熊本県 下水道課資料

▲図表 1.17 熊本県内下水道管きょ敷設延長の変化



出典：熊本県 下水環境課資料

▲図表 1.18 下水道施設ストック量経年変化

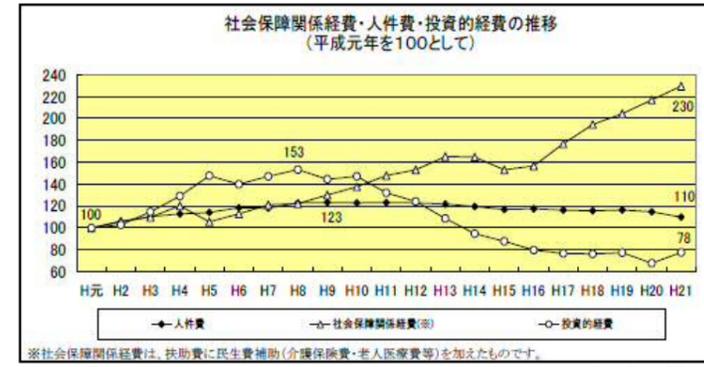
【旧：改訂前】

第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について

(P11)

6) 厳しい都市経営の現状

本県では、依然として高い債務残高を有する中、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費が年々増加しており、一方で、投資的経費は公共事業の見直し等により、ピーク時(H8)の約半分にまで減少しています。

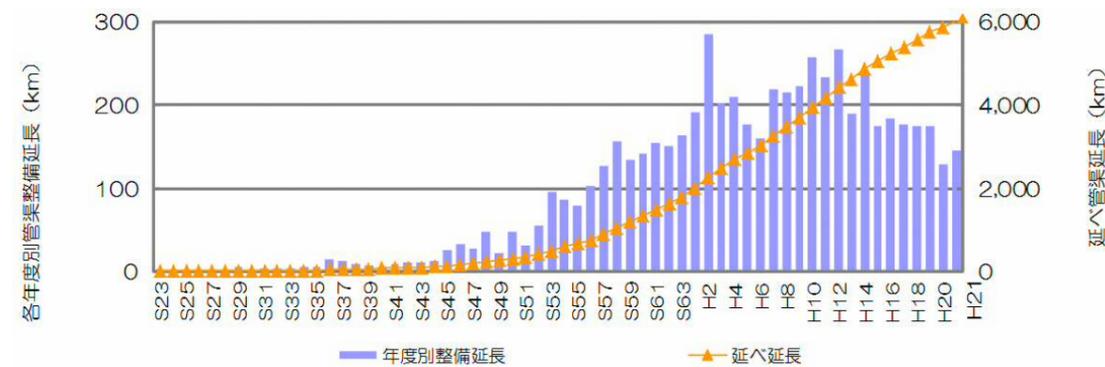


※熊本県庁の経費 出典：熊本県 財政課資料

▲図 1.18 社会保障関係経費・人件費・投資的経費の推移

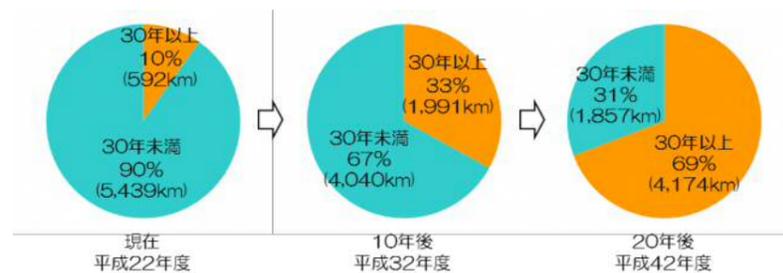
このような厳しい都市経営の中で、都市基盤整備を進めるとともに、今後、老朽化する社会資本の維持管理を適切に行っていく必要があります。例えば、総延長が約 6,000km ある本県内の下水道管は、約 20 年後(平成 42 年)に整備後 30 年以上を経過する施設が 4,000km(約 7 割)以上になります。

1 人当たりの行政コストは、社会資本の維持管理や更新費用等の増大に比例して増える傾向にあり、人口密度が低い市街地ほどコストが高くなることから、低密度な市街地の発生につながる無秩序な都市の拡大は、抑制していく必要があります。



出典：熊本県 下水道課資料

▲図表 1.19 熊本県内下水道管きょ敷設延長の変化



出典：熊本県 下水環境課資料

▲図表 1.20 下水道施設ストック量経年変化

備考

(修正)

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p>第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P17)</p> <p>2) 政令指定都市熊本市との調整課題</p> <p>① 熊本都市計画区域における政令指定都市熊本市との計画立案調整</p> <p>熊本市の政令指定都市移行、及び第2次地域主権一括法(平成23年法律第05号)の施行に伴って、都市計画決定における本県と熊本市との役割に変更が生じています。都市計画行政に関する実施体制の確立や具体的な調整等が必要となっています。</p> <p>② 区域区分制度の適切な運用</p> <p>本県では、熊本都市計画区域において区域区分を適用しています。</p> <p>政令指定都市となった熊本市の周辺においては、都市化圧力の増加も想定されることから、人口の将来的な増減にあわせた適正な運用を、継続的に行っていく必要があります。</p> <p>その他の都市計画区域においても、都市計画法令の定める基準を踏まえ、区域区分の適用やその他の土地利用制度の適用などを行っていく必要があります。</p> <p>3) 土地利用制度適用における課題</p> <p>① 用途地域外の区域における開発の適正誘導</p> <p>本県では、全17区域のうち14の都市計画区域において用途地域の指定が行われ、建築基準法と連動しながら、良好な市街地形成に向けた規制・誘導が行われています。</p> <p>しかしながら、これらの区域のうち、一部の非線引き都市計画区域では、より規制が緩やかな用途地域外での開発が進み、用途地域内で人口が減少する一方で、用途地域外における人口増加がみられることから、用途地域外での開発を適正に誘導するために、特定用途制限地域等の規制制度を積極的に活用していく必要があります。</p> <p>② 用途地域内における開発の適正誘導や地区計画制度の活用</p> <p>昭和55年(1980年)に創設された地区計画制度は、市町村毎の特色あるまちづくりのツールとしての活用が可能で、全国的にも多くの地区で都市計画決定された実績があります。</p> <p>今後は、用途地域等の土地利用規制の補完や住民発意により魅力ある都市づくりを実現しコンパクトシティの形成に資するため、地区計画のより一層の活用を図る必要があります。</p> <p>4) 市街地整備における課題</p> <p>① 良好な市街地形成のための市街地整備の推進(都市施設、市街地開発事業)</p> <p>街路・公園・下水道などの都市基盤施設は、都市に生活する人々の利便性や快適性の確保に加えて経済・産業活動の支援など、都市の発展に欠かせない施設として積極的に整備が進められてきました。しかしながら、都市の急速な拡大に対応する建設予算の確保が難しいなどの理由から、依然としてその整備状況は十分な水準に至っていません。</p> <p>都市計画道路は、郊外部でのバイパス建設や新市街地形成にあわせた整備が先行される一方で、既成市街地内での整備等が遅れています。人口減少社会を迎え、コンパクトシティの形成が求められる中、既成市街地等での整備に積極的に取り組んでいく必要があります。</p> <p>公園は、多くの都市で高い整備率に達していますが、計画水準が低い都市も見受けられます。公園・緑地空間の適正な規模、配置に関する計画を定め、住民の憩いと安らぎの場を十分に確保していく必要があります。</p>	<p>第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P13)</p> <p>2) 政令指定都市熊本市との調整課題</p> <p>① 熊本都市計画区域における政令指定都市熊本市との計画立案調整</p> <p>熊本市の政令指定都市移行、及び第2地域主権次一括法(平成23年法律第05号)の施行に伴って、都市計画決定における本県と熊本市との役割に変更が生じています。都市計画行政に関する実施体制の確立や具体的な調整等が必要となっています。</p> <p>② 区域区分制度の適切な運用</p> <p>本県では、熊本都市計画区域において区域区分を適用しています。</p> <p>政令指定都市となった熊本市の周辺においては、都市化圧力の増加も想定されることから、人口の将来的な増減にあわせた適正な運用を、継続的に行っていく必要があります。</p> <p>その他の都市計画区域においても、都市計画法令の定める基準を踏まえ、区域区分の適用やその他の土地利用制度の適用などを行っていく必要があります。</p> <p>3) 土地利用制度適用における課題</p> <p>① 用途地域外の区域における開発の適正誘導</p> <p>本県では、全17区域のうち14の都市計画区域において用途地域の指定が行われ、建築基準法と連動しながら、良好な市街地形成に向けた規制・誘導が行われています。</p> <p>しかしながら、これらの区域のうち、一部の非線引き都市計画区域では、より規制が緩やかな用途地域外での開発が進み、用途地域内で人口が減少する一方で、用途地域外における人口増加がみられることから、用途地域外での開発を適正に誘導するために、特定用途制限地域等の規制制度を積極的に活用していく必要があります。</p> <p>② 用途地域内における開発の適正誘導や地区計画制度の活用</p> <p>昭和55年(1980年)に創設された地区計画制度は、市町村毎の特色あるまちづくりのツールとしての活用が可能で、全国的にも多くの地区で都市計画決定された実績があります。</p> <p>今後は、用途地域等の土地利用規制の補完や住民発意により魅力ある都市づくりを実現しコンパクトシティの形成に資するため、地区計画のより一層の活用を図る必要があります。</p> <p>4) 市街地整備における課題</p> <p>① 良好な市街地形成のための市街地整備の推進(都市施設、市街地開発事業)</p> <p>街路・公園・下水道などの都市基盤施設は、都市に生活する人々の利便性や快適性の確保に加えて経済・産業活動の支援など、都市の発展に欠かせない施設として積極的に整備が進められてきました。しかしながら、都市の急速な拡大に対応する建設予算の確保が難しいなどの理由から、依然としてその整備状況は十分な水準に至っていません。</p> <p>都市計画道路は、郊外部でのバイパス建設や新市街地形成にあわせた整備が先行される一方で、既成市街地内での整備等が遅れています。人口減少社会を迎え、コンパクトシティの形成が求められる中、既成市街地等での整備に積極的に取り組んでいく必要があります。</p> <p>公園は、多くの都市で高い整備率に達していますが、計画水準が低い都市も見受けられます。公園・緑地空間の適正な規模、配置に関する計画を定め、住民の憩いと安らぎの場を十分に確保していく必要があります。</p>	<p>(誤植の修正)</p>

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p>第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P19)</p> <p>7) 「コンパクトな都市づくり」の実現に向けた取組みにおける課題</p> <p>「コンパクトな都市づくり」には、区域区分や用途地域指定等の土地利用制度の的確な運用が必要ですが、土地利用制度の活用方法や、行政コストからみた都市経営的な検討を促す考え方などの提示が、まだ十分ではありません。</p> <p>また、地球温暖化対策の柱として取組みが求められている「低炭素まちづくり」への対応も始まったばかりです。</p> <p>今後は、これまで目標としていた「コンパクト」な都市づくりの視点に加え、低炭素なまちづくりの視点や都市経営の面から持続可能な視点等を加えた新たな目標を掲げ、具体的な取組みを実際に進めていくことが必要です。</p> <p>(4) 課題を踏まえた新たな視点</p> <p>前方針策定時に提示した視点に加え、熊本地震を踏まえた新たな視点を提示します。</p> <p>1) 過去の災害から得られた経験を教訓とした都市防災の方向性の提示</p> <p><u>本県では、“被害を出さない”という考え方のもと、災害に強い地域社会を形成するための社会資本整備を中心とした防災まちづくりに取り組んできましたが、東日本大震災を契機として、ある程度の被害を想定した上で、その被害を最小限に食い止める減災の視点にたった都市防災を進めてきました。</u></p> <p><u>しかしながら、熊本地震では防災拠点が被災したことにより防災機能が十分に発揮されない状況や、交通・物流の大動脈である国道57号をはじめとする幹線道路などが長期間にわたって利用できない状況が生じるなど、想定を超える災害を経験しました。</u></p> <p><u>熊本地震をはじめとした過去の災害から得られた経験を教訓として、ハード施策・ソフト施策の両面から、今後生じる恐れのある大規模自然災害では、被害の最小化を図るよう都市防災を進めるとともに、創造的復興に取り組むことが必要です。</u></p> <p>2) 土地利用面でのコンパクトシティに対する実践方法</p> <p>“コンパクトな都市づくり”について、その概念の認知は進んでいるものの、低炭素まちづくりや少子高齢社会の進行に対応する土地利用面での具体的な対応がまだ十分にはできていません。</p> <p>また、道路をはじめとする都市インフラ、学校・庁舎・市民利用施設などの公共施設、公共交通や福祉サービス、財政負担の軽減等についても考慮する必要があります。</p> <p>加えて、コンパクトな都市づくりとあわせて、生態系が都市を支える流域圏や崖線などに存在するまとまった緑の保存を図ることで、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全など自然環境の共生にも十分配慮する必要があり、都市づくりの概念を広げた「コンパクトシティ」の実現が求められています。</p> <p>基本方針においては、これらの施策への対応について考え方を示すことが重要であり、特に区域区分や用途地域指定等の土地利用に関する見直しにおいて、コンパクトな都市づくりの実践に活かせるマニュアル等の提示及び従来の都市計画手法の適切な運用に加えて、民間活動を重視した都市計画制度の運用にも留意していくことが必要です。</p>	<p>第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P15)</p> <p>7) 「コンパクトな都市づくり」の実現に向けた取組みにおける課題</p> <p>「コンパクトな都市づくり」には、区域区分や用途地域指定等の土地利用制度の的確な運用が必要ですが、土地利用制度の活用方法や、行政コストからみた都市経営的な検討を促す考え方などの提示が、まだ十分ではありません。</p> <p>また、地球温暖化対策の柱として取組みが求められている「低炭素まちづくり」への対応も始まったばかりです。</p> <p>今後は、これまで目標としていた「コンパクト」な都市づくりの視点に加え、低炭素なまちづくりの視点や都市経営の面から持続可能な視点等を加えた新たな目標を掲げ、具体的な取組みを実際に進めていくことが必要です。</p> <p>(4) 課題を踏まえた新たな視点</p> <p>旧方針策定後に生じた変化に対応するため、課題を踏まえて以下のような視点を提示します。</p> <p>1) 減災の視点に立った都市防災の方向性の提示</p> <p><u>我が国では、これまで“被害を出さない”という考え方のもと、災害に強い地域社会を形成するための社会資本整備を中心に防災まちづくりに取り組んできましたが、阪神淡路大震災、及び東日本大震災後を契機として、ある程度の被害を想定した上で、その被害を最小限に食い止める減災の視点が重要視されるようになりました。</u></p> <p><u>そこで、本県においてもこれまでに進めてきた防災施設整備を継続しつつ、ソフト的な対応を含めて被害の最小化を図る減災の視点にたった都市防災を進めることが必要です。</u></p> <p>2) 土地利用面でのコンパクトシティに対する実践方法</p> <p>“コンパクトな都市づくり”について、その概念の認知は進んでいるものの、低炭素まちづくりや少子高齢社会の進行に対応する土地利用面での具体的な対応がまだ十分にはできていません。</p> <p>また、道路をはじめとする都市インフラ、学校・庁舎・市民利用施設などの公共施設、公共交通や福祉サービス、財政負担の軽減等についても考慮する必要があります。</p> <p>加えて、コンパクトな都市づくりとあわせて、生態系が都市を支える流域圏や崖線などに存在するまとまった緑の保存を図ることで、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全など自然環境の共生にも十分配慮する必要があり、都市づくりの概念を広げた「コンパクトシティ」の実現が求められています。</p> <p>基本方針においては、これらの施策への対応について考え方を示すことが重要であり、特に区域区分や用途地域指定等の土地利用に関する見直しにおいて、コンパクトな都市づくりの実践に活かせるマニュアル等の提示及び従来の都市計画手法の適切な運用に加えて、民間活動を重視した都市計画制度の運用にも留意していくことが必要です。</p>	<p>(用語の整合・修正) (タイトル変更) (修正) (修正) (修正) (修正) (追加)</p>

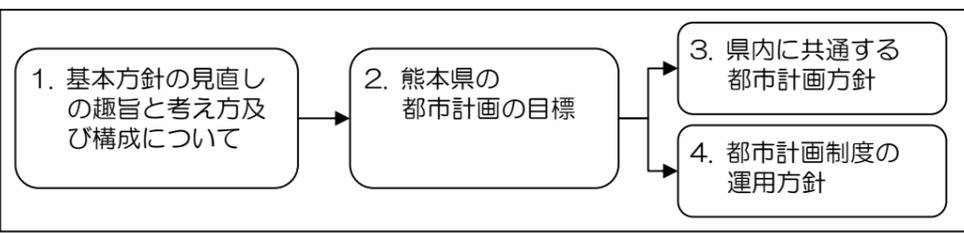
【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p>第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P20)</p> <p>3) 景観等を考慮した地域の文化・資源等の活用</p> <p>当初方針策定後の平成17年(2005年)6月に「景観緑三法(景観法)(景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)(都市緑地保全法等の一部を改正する法律)」が施行されました。</p> <p>同法では、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による</p> <p>支援等所要の措置を講じて、都市や農山漁村等における良好な景観形成を図ることとしています。</p> <p>あわせて、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、緑地保全地域における緑地の保全のための規制及び緑化地域における緑化率規制の導入、立体都市公園制度の創設等所要の措置を講じることが定められました。</p> <p>このように、地域資源を活用し、都市の再生や地域の活性化に寄与できるよう、景観等を考慮した地域の文化・資源等を活用するまちづくりが必要となっています。</p> <p>また、平成20年(2008年)7月に閣議決定された「国土形成計画(全国計画)」及び第四次「国土利用計画(全国計画)」の中でも景観(ランドスケープ)の重要性が指摘されているところです。</p> <p>本県では、これまでの景観に対する取組みの中で残された課題に取り組み、さらに「くまもとの夢4カ年戦略」に掲げた美しく品格ある景観形成の推進や、歴史回廊くまもとの実現に向けて取り組むため、今後10年間の景観づくりの基本目標や施策を盛り込んだ「熊本県景観づくり基本計画」を平成21年(2009年)10月に策定しました。</p> <p>今後さらに、計画実現に向けた取組みを、県、市町村、県民、事業者が連携・協働して進めることが必要です。</p>	<p>第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について (P15)</p> <p>3) 景観等を考慮した地域の文化・資源等の活用</p> <p>旧方針策定後の平成17年(2005年)6月に「景観緑三法(景観法)(景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)(都市緑地保全法等の一部を改正する法律)」が施行されました。</p> <p>同法では、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による</p> <p>(P16)</p> <p>支援等所要の措置を講じて、都市や農山漁村等における良好な景観形成を図ることとしています。</p> <p>あわせて、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、緑地保全地域における緑地の保全のための規制及び緑化地域における緑化率規制の導入、立体都市公園制度の創設等所要の措置を講じることが定められました。</p> <p>このように、地域資源を活用し、都市の再生や地域の活性化に寄与できるよう、景観等を考慮した地域の文化・資源等を活用するまちづくりが必要となっています。</p> <p>また、平成20年(2008年)7月に閣議決定された「国土形成計画(全国計画)」及び第四次「国土利用計画(全国計画)」の中でも景観(ランドスケープ)の重要性が指摘されているところです。</p> <p>本県では、これまでの景観に対する取組みの中で残された課題に取り組み、さらに「くまもとの夢4カ年戦略」に掲げた美しく品格ある景観形成の推進や、歴史回廊くまもとの実現に向けて取り組むため、今後10年間の景観づくりの基本目標や施策を盛り込んだ「熊本県景観づくり基本計画」を平成21年(2009年)10月に策定しました。</p> <p>今後さらに、計画実現に向けた取組みを、県、市町村、県民、事業者が連携・協働して進めることが必要です。</p>	<p>(用語の整合)</p>

第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について

(P22)

(1) 基本方針の全体構成

今回、第2回改訂として都市計画区域マスタープラン基本方針(以下、「新方針」という)は、前回改訂したもの(前方針)から構成を変えていませんが、熊本地震の経験を活かすべく、主として「3.県内に共通する都市計画の方針」の「⑥都市防災についての基本的方針」を改訂することとしています。



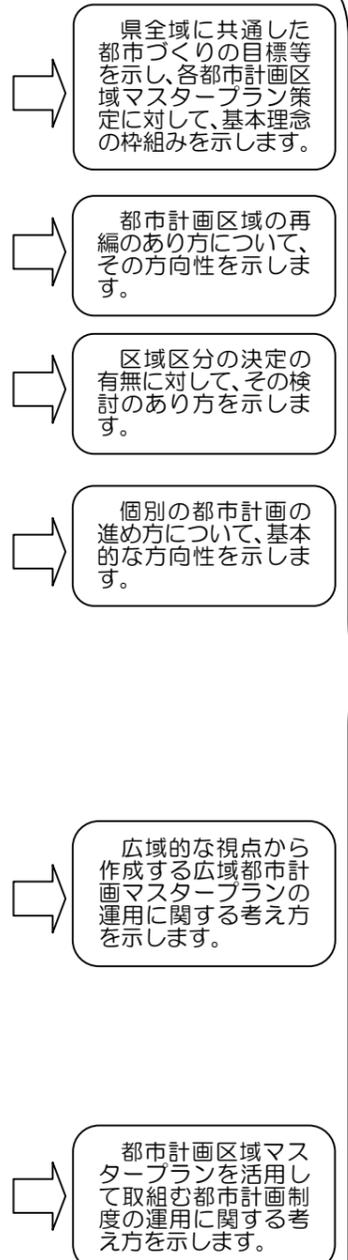
(2) 基本方針の内容と都市計画区域マスタープランへの反映

2. 熊本県の都市計画の目標	
①都市づくりの基本理念	前方針策定後の変化を踏まえ、本県における都市計画区域マスタープラン作成にあたって基本的な理念を示します(持続可能、エコ)。
②都市づくりの基本目標	本県における都市づくりの基本理念を踏まえ、基本目標を示します。
③都市づくりの目標年次	目標年次の設定と成果指標の設定について考え方を示します。
④策定後の目標等の見直し	定期的な見直しの時期や必要性について考え方を示します。

3. 県内に共通する都市計画の方針	
①都市計画区域の指定の方針	実態の都市圏構造との対応や合併後の市町村の都市計画区域の継続的な見直しについて考え方を示します。
②土地利用の基本的な方針	各都市計画区域における区域区分の設定のあり方を提案するとともに、中心市街地、周辺市街地、郊外部等の土地利用区分毎に土地利用のあり方を示します。
③都市施設整備の基本的な方針	県全域に共通した都市施設の整備方針として、広域幹線道路、公園、下水道等の整備のあり方を示します。
④市街地整備等の基本的な方針	中心市街地や周辺市街地等における市街地整備の進め方について示します。
⑤緑・景観の体系の基本的な方針	県全域に共通した自然的環境の整備・保全の進め方を示すとともに、都市内の緑地や景観の整備方針を示します。
⑥都市防災についての基本的な方針	熊本地震の経験・教訓を踏まえたハード・ソフト施策を適切に組合せた対策による都市防災の対応についての考え方を示します。

4. (広域)都市計画区域マスタープランの運用	
①広域都市計画区域マスタープランの役割	広域で都市計画区域マスタープランを作成することの必要性を示します。
②広域都市計画区域マスタープランを作成する範囲	広域で都市計画区域マスタープランを作成する範囲の設定について考え方を示します。
③広域都市計画区域マスタープラン策定の基本姿勢	都市計画区域マスタープラン策定に関わる体制等について考え方を示します。
④広域都市計画区域の都市整備の主要な考え方	上位計画や関連計画を基に、都市計画区域で考慮することが望ましい都市整備の考え方を示します。
⑤複数の都市計画区域で作成する場合の都市づくりの方向性	広域で都市計画区域マスタープランを作成することが望ましい4地区について、望ましいまちづくりの方向性を示します。
⑥広域都市計画区域マスタープランの構成	都市計画区域マスタープランの作成項目について構成を例示します。
⑦市町村マスタープランとの関係	都市計画区域マスタープランと市町村都市計画マスタープランとの役割分担の考え方を示します。

5. 都市計画制度の運用方針	
①都市計画の円滑な推進の必要性	都市計画行政を円滑に進めるために、本県と県民及び市町村行政との関わり方について考え方を示します。
②マネジメントサイクルによる都市計画の評価	都市計画行政が計画的に執行されているかについて確認するための取組みについて考え方を示します。
③住民参加による都市づくりの推進	都市計画区域マスタープランへの住民意見の反映について考え方を示します。
④県と市町村の連携	法改正を踏まえた上で、本県と実際に都市計画を地域で実践する市町村との連携に関する考え方を示します。



(広域)都市計画区域マスタープラン		
■単独の都市計画区域マスタープランとして作成する場合(これまでと同様の構成)		
〇〇〇都市計画区域マスタープラン		
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域方針)	都市計画の目標(おおむね20年後)	①当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 ②地域の目標 ③地域ごとの市街地像 ④各種の社会的課題への対応 ⑤都市計画区域の広域的な位置づけ
	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針(おおむね10年後)	①区域区分の有無(線引き、非線引きの決定) ②区域区分の方針(線引き都市計画区域) ③市街化区域の規模(線引き都市計画区域)
	主要な都市計画の決定の方針	①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ③市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ④自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
■広域都市計画区域マスタープランとして作成する場合		
〇〇〇広域都市計画区域マスタープラン		
広域圏の都市計画の方針(広域圏方針)	広域圏の目標	・広域圏の都市づくりの基本理念 ・広域圏の目標 ・広域圏の将来像 ・都市計画区域の設定
	広域圏の都市計画の方針	・土地利用の方針 ・都市施設の方針 ・市街地整備の方針 ・緑の体系の方針
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域方針)	都市計画の目標(おおむね20年後)	①地域毎の市街地像 ②各種の社会的課題への対応 ③都市計画区域の広域的な位置づけ
	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針(おおむね10年後)	①区域区分の有無(線引き、非線引きの決定) ②区域区分の方針(線引き都市計画区域) ③市街化区域の規模(線引き都市計画区域)
	主要な都市計画の決定の方針	①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ③市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ④自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(修正)

(用語の整合)

(修正)

(修正)

(修正)

(修正)

(修正)

(修正)

(修正)

第1章 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について

(P17)

(1) 基本方針の全体構成

改訂後の都市計画区域マスタープラン基本方針は、取り組むべき課題を踏まえ、新しい基本理念のもと目標を見直し、県全域に共通した都市計画の目標、都市計画方針、及び都市計画制度の運用方針について、改めて右図の構成で作成します。

1. 基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について

2. 熊本県の都市計画の目標

3. 県内に共通する都市計画方針

4. 都市計画制度の運用方針

(2) 基本方針の内容と都市計画区域マスタープランへの反映

2. 熊本県の都市計画の目標

①都市づくりの基本理念	旧方針策定後の変化を踏まえ、本県における都市計画区域マスタープラン作成にあたって基本的な理念を整理します(持続可能、エコ)。
②都市づくりの基本目標	本県における都市づくりの基本理念を踏まえ、基本目標を再設定します。
③都市づくりの目標年次	目標年次の設定と成果指標の設定について考え方を示します。
④策定後の目標等の見直し	定期的な見直しの時期や必要性について考え方を示します。

県全域に共通した都市づくりの目標等を示し、各都市計画区域マスタープラン策定に対して、基本理念の枠組みを示します。

3. 県内に共通する都市計画の方針

①都市計画区域の指定の方針	実態の都市圏構造との対応や合併後の市町村の都市計画区域の継続的な見直しについて考え方を示します。
②土地利用の基本的な方針	各都市計画区域における区域区分の設定のあり方を提案するとともに、中心市街地、周辺市街地、郊外部等の土地利用区分毎に土地利用のあり方を示します。
③都市施設整備の基本的な方針	県全域に共通した都市施設の整備方針として、広域幹線道路、公園、下水道等の整備のあり方を示します。
④市街地整備等の基本的な方針	中心市街地や周辺市街地等における市街地整備の進め方について示します。
⑤緑・景観の体系の基本的な方針	県全域に共通した自然的環境の整備・保全のすすめ方を示すとともに、都市内の緑地や景観の整備方針を示します。
⑥都市防災についての基本的な方針	東日本大震災の教訓を踏まえたハード・ソフト施策の適切な組合せによる「減災」対策による都市防災の対応についての考え方を示します。

都市計画区域の再編のあり方について、その方向性を示します。

区域区分の決定の有無に対して、その検討のあり方を示します。

個別の都市計画の進め方について、基本的な方向性を示します。

4. (広域)都市計画区域マスタープランの運用

①広域都市計画区域マスタープランの役割	広域で都市計画区域マスタープランを作成することの必要性を整理します。
②広域都市計画区域マスタープランを作成する範囲	広域で都市計画区域マスタープランを作成する範囲の設定について考え方を示します。
③広域都市計画区域マスタープラン策定の基本姿勢	都市計画区域マスタープラン策定にかかわる体制等について考え方を示します。
④広域都市計画区域の都市整備の主要な考え方	上位計画や関連計画を基に、都市計画区域で考慮することが望ましい都市整備の考え方を示します。
⑤複数の都市計画区域で作成する場合の都市づくりの方向性	広域で都市計画区域マスタープランを作成することが望ましい4地区について、望ましいまちづくりの方向性について整理します。
⑥広域都市計画区域マスタープランの構成	都市計画区域マスタープランの作成項目について構成を例示します。
⑦市町村マスタープランとの関係	都市計画区域マスタープランと市町村都市計画マスタープランとの役割分担の考え方を示します。

広域的な視点から作成する広域都市計画マスタープランの運用に関する考え方を示します。

5. 都市計画制度の運用方針

①都市計画の円滑な推進の必要性	都市計画行政を円滑に進めるために、本県と県民及び市町村行政とのかかわり方について考え方を示します。
②マネジメントサイクルによる都市計画の評価	都市計画行政が計画的に執行されているかについて確認するための取り組みについて考え方を示します。
③住民参加による都市づくりの推進	都市計画区域マスタープランへの住民意見の反映について考え方を示します。
④県と市町村の連携	法改正を踏まえた上で、本県と実際に都市計画を地域で実践する市町村との連携に関する考え方を示します。

都市計画区域マスタープランを活用して取り組む都市計画制度の運用に関する考え方を示します。

(広域)都市計画区域マスタープラン

■単独の都市計画区域マスタープランとして作成する場合(これまでと同様の構成)

〇〇〇都市計画区域マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域方針)	都市計画の目標(おおむね20年後)	①当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 ②地域の目標 ③地域ごとの市街地像 ④各種の社会的課題への対応 ⑤都市計画区域の広域的位置づけ
	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針(おおむね10年後)	①区域区分の有無(線引き、非線引きの決定) ②区域区分の方針(線引き都市計画区域) ③市街化区域の規模(線引き都市計画区域)
	主要な都市計画の決定の方針	①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ③市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ④自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

■広域都市計画区域マスタープランとして作成する場合

〇〇〇広域都市計画区域マスタープラン

広域圏の都市計画の方針(広域圏方針)	広域圏の目標	・広域圏の都市づくりの基本理念 ・広域圏の目標 ・広域圏の将来像 ・都市計画区域の設定
	広域圏の都市計画の方針	・土地利用の方針 ・都市施設の方針 ・市街地整備の方針 ・緑の体系の方針
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域方針)	都市計画の目標(おおむね20年後)	①地域毎の市街地像 ②各種の社会的課題への対応 ③都市計画区域の広域的位置づけ
	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針(おおむね10年後)	①区域区分の有無(線引き、非線引きの決定) ②区域区分の方針(線引き都市計画区域) ③市街化区域の規模(線引き都市計画区域)
	主要な都市計画の決定の方針	①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ③市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ④自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p data-bbox="201 241 1335 283">第2章 熊本県の都市計画の目標 (P24)</p> <p data-bbox="201 289 1350 415">都市活力の低下や都市内の低未利用地の増加、さらに中心市街地の衰退の一方で、自動車交通量の増加による郊外部での交通混雑や環境問題の発生、県民の身近なところでの犯罪など、急速に都市が拡大する「都市化社会」の時代とは異なる都市問題が様々な形で発生しています。</p> <p data-bbox="201 472 1350 546">これからの「都市型社会」の都市づくりに向けては、都市の問題を直視し、身近な都市整備によって既存ストックを有効活用した生活環境重視の質的充実を進めることが重要です。</p> <p data-bbox="201 556 1350 724">そのため、人口や経済活動が縮小するこれからの社会情勢を踏まえ、将来世代にわたって持続可能な都市を構築するためにエコロジー(生態学や環境問題)やエコノミー(経済)に着目し、当初方針の理念である「コンパクト」に「エコ」を加えた「エコ・コンパクト」を基本理念に追加することとしました。なお、2つの「エコ」の理念は「エナジー」にも繋がるものと考えております。</p> <p data-bbox="201 735 1350 861">また、都市の個性が活力を生み、都市間の交流・連携がそれぞれの都市の機能不足を補い、県民一人ひとりが幸せを実感できるような都市づくりを目標として、「活力」という言葉を新たな基本理念に掲げることとしました。</p> <p data-bbox="201 934 623 976">2. 都市づくりの基本目標</p> <p data-bbox="201 997 1350 1081">都市づくりの基本理念のもと、県内全都市計画区域を対象とする都市づくりの目標を、当初方針の5つの目標を継承して、再設定します。</p> <div data-bbox="222 1134 1276 1575"> <p data-bbox="890 1134 1098 1165">【5つの基本目標】</p> <div data-bbox="222 1176 1276 1575"> <p data-bbox="385 1249 534 1281">【基本理念】</p> <p data-bbox="222 1312 667 1459">豊かな「もり」と共生する持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="727 1186 1261 1249">→ 県土の自然と共生する都市づくり <li data-bbox="727 1260 1261 1323">→ 人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり <li data-bbox="727 1333 1261 1407">→ 都市の個性を生かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり <li data-bbox="727 1417 1261 1480">→ 交流と連携を支える都市ネットワークづくり <li data-bbox="727 1491 1261 1564">→ 住民と行政が協働により取組む都市づくり </div> </div> <p data-bbox="201 1669 771 1711">(1) 県土の自然と共生する都市づくり</p> <p data-bbox="201 1717 1350 1879">県土を「都市エリア」とそれ以外の生活圏域である「田園・中山間地エリア」及び都市エリアと田園・中山間地エリアを取り巻く山地や海辺などの自然に恵まれた範囲である「自然環境エリア」に分類します。また、これらの自然環境エリアを包含する河川の流域圏や沿岸域が、県土にはおおむね5つに存在しており、この5つの圏域を、都市環境圏として設定し、県土の自然と共生するエコ・コンパクトな都市づくりを実践していきます。</p>	<p data-bbox="1409 241 2537 283">第2章 熊本県の都市計画の目標 (P19)</p> <p data-bbox="1409 289 2552 415">都市活力の低下や都市内の低未利用地の増加、さらに中心市街地の衰退の一方で、自動車交通量の増加による郊外部での交通混雑や環境問題の発生、県民の身近なところでの犯罪など、急速に都市が拡大する「都市化社会」の時代とは異なる都市問題が様々な形で発生しています。</p> <p data-bbox="1409 472 2552 546">これからの「都市型社会」の都市づくりに向けては、都市の問題を直視し、身近な都市整備によって既存ストックを有効活用した生活環境重視の質的充実を進めることが重要です。</p> <p data-bbox="1409 556 2552 724">そのため、人口や経済活動が縮小するこれからの社会情勢を踏まえ、将来世代にわたって持続可能な都市を構築するためにエコロジー(生態学や環境問題)やエコノミー(経済)に着目し、旧方針の理念である「コンパクト」に「エコ」を加えた「エコ・コンパクト」を基本理念に追加することとしました。なお、2つの「エコ」の理念は「エナジー」にも繋がるものと考えております。</p> <p data-bbox="1409 735 2552 861">また、都市の個性が活力を生み、都市間の交流・連携がそれぞれの都市の機能不足を補い、県民一人ひとりが幸せを実感できるような都市づくりを目標として、「活力」という言葉を新たな基本理念に掲げることとしました。</p> <p data-bbox="1409 934 1825 976">2. 都市づくりの基本目標</p> <p data-bbox="1409 997 2552 1081">都市づくりの基本理念のもと、県内全都市計画区域を対象とする都市づくりの目標を、旧方針の5つの目標を継承して、再設定します。</p> <div data-bbox="1409 1134 2463 1575"> <p data-bbox="2077 1134 2285 1165">【5つの基本目標】</p> <div data-bbox="1409 1176 2463 1575"> <p data-bbox="1573 1249 1721 1281">【基本理念】</p> <p data-bbox="1409 1312 1855 1459">豊かな「もり」と共生する持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1914 1186 2448 1249">→ 県土の自然と共生する都市づくり <li data-bbox="1914 1260 2448 1323">→ 人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり <li data-bbox="1914 1333 2448 1407">→ 都市の個性を生かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり <li data-bbox="1914 1417 2448 1480">→ 交流と連携を支える都市ネットワークづくり <li data-bbox="1914 1491 2448 1564">→ 住民と行政が協働により取組む都市づくり </div> </div> <p data-bbox="1409 1669 1973 1711">(1) 県土の自然と共生する都市づくり</p> <p data-bbox="1409 1717 2552 1879">県土を「都市エリア」とそれ以外の生活圏域である「田園・中山間地エリア」及び都市エリアと田園・中山間地エリアを取り巻く山地や海辺などの自然に恵まれた範囲である「自然環境エリア」に分類します。また、これらの自然環境エリアを包含する河川の流域圏や沿岸域が、県土にはおおむね5つに存在しており、この5つの圏域を、都市環境圏として設定し、県土の自然と共生するエコ・コンパクトな都市づくりを実践していきます。</p>	<p data-bbox="2582 598 2745 630">(用語の整合)</p> <p data-bbox="2582 997 2745 1029">(用語の整合)</p>

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p data-bbox="172 241 1347 279">第2章 熊本県の都市計画の目標 (P26)</p> <p data-bbox="195 283 854 317">(2) 人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり</p> <p data-bbox="207 321 1347 447">ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりを基本に、循環型社会の構築の必要性や都市防災・犯罪の予防の強化の必要性等に対応して、環境負荷が少なく災害に強くかつ災害等不測の事態が生じた場合でも円滑に対応でき、交通安全や犯罪の面でも被害に遭いにくいよう防犯灯や防犯カメラ等の設置等がなされた安全・安心な都市の形成を進めます。</p> <p data-bbox="207 451 1347 546"><u>なお、熊本地震の経験・教訓を踏まえて、新たな課題に対応する必要が生じた地域においては、これまで以上にハード施策・ソフト施策の両面から都市防災への強化を行い、安全・安心な都市の形成を進めます。</u></p> <p data-bbox="195 590 1276 623">(3) 都市の個性を生かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり</p> <p data-bbox="207 627 1347 690">本県の豊かな自然環境及び由緒ある歴史・文化により育まれた都市の個性を生かしながら、美しい環境、風格ある都市づくりを実践していきます。</p> <p data-bbox="207 695 1347 789">また、今後の人口動向に対応して豊かな生活を営めるような都市を目指し、市街地の無秩序な拡大の抑制、公共交通機関優先の都市づくり、中心市街地の再構築に加え、低炭素社会を実現する「エコ・コンパクトな都市づくり」を進めます。</p> <p data-bbox="207 833 1347 896">少子高齢社会が進展する中で、これまでのように拡散型の都市構造の進行を放置した場合には、例えば、下記のような問題の発生が予想されます。</p> <ul data-bbox="249 900 1347 1077" style="list-style-type: none"> ① 自動車の運転ができなくなる高齢者の増大に対し、十分な公共交通サービスを提供できずに移動制約を強いられる不自由な生活 ② 広域的な都市機能の無秩序な拡散・立地による中心市街地衰退と「まち」の質の低下 ③ 都市機能の拡散、散在が招く「移動距離の増大」「過度の自動車依存などによる CO₂ 排出量の増加」 ④ 都市施設の維持管理、福祉施策等の行政コストの増大 <p data-bbox="207 1081 1347 1176">このような問題による社会への悪影響を極力小さくするためには、エコ・コンパクトな都市づくりが望まれますが、これまでは「基幹都市」「拠点都市」として位置づけられた都市の範囲で、具体的なエコ・コンパクトシティのイメージが共有されていませんでした。</p> <p data-bbox="207 1220 1347 1314"><u>新方針では、国が定めた国土形成計画(九州広域圏地方計画)において設定されている都市区分をもとに、それぞれの都市において具体的なエコ・コンパクトシティ形成のイメージを示し、その共有を図ることとします。</u></p> <p data-bbox="207 1318 1347 1381">エコ・コンパクトシティの形成イメージは「①都市の拡散防止」「②中核性の強化」「③衰退を防止するための一定の小規模拠点の集約化」等の視点で作成しました。</p>	<p data-bbox="1371 241 2546 279">第2章 熊本県の都市計画の目標 (P21)</p> <p data-bbox="1394 283 2053 317">(2) 人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり</p> <p data-bbox="1406 321 2546 447">ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりを基本に、循環型社会の構築の必要性や都市防災・犯罪の予防の強化の必要性等に対応して、環境負荷が少なく災害に強くかつ災害等不測の事態が生じた場合でも円滑に対応でき、交通安全や犯罪の面でも被害に遭いにくいよう防犯灯や防犯カメラ等の設置等がなされた安全・安心な都市の形成を進めます。</p> <p data-bbox="1406 590 2487 623">(3) 都市の個性を生かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり</p> <p data-bbox="1406 627 2546 690">本県の豊かな自然環境及び由緒ある歴史・文化により育まれた都市の個性を生かしながら、美しい環境、風格ある都市づくりを実践していきます。</p> <p data-bbox="1406 695 2546 789">また、今後の人口動向に対応して豊かな生活を営めるような都市を目指し、市街地の無秩序な拡大の抑制、公共交通機関優先の都市づくり、中心市街地の再構築に加え、低炭素社会を実現する「エコ・コンパクトな都市づくり」を進めます。</p> <p data-bbox="1406 833 2546 896">少子高齢社会が進展する中で、これまでのように拡散型の都市構造の進行を放置した場合には、例えば、下記のような問題の発生が予想されます。</p> <ul data-bbox="1448 900 2546 1077" style="list-style-type: none"> ① 自動車の運転ができなくなる高齢者の増大に対し、十分な公共交通サービスを提供できずに移動制約を強いられる不自由な生活 ② 広域的な都市機能の無秩序な拡散・立地による中心市街地衰退と「まち」の質の低下 ③ 都市機能の拡散、散在が招く「移動距離の増大」「過度の自動車依存などによる CO₂ 排出量の増加」 ④ 都市施設の維持管理、福祉施策等の行政コストの増大 <p data-bbox="1406 1081 2546 1176">このような問題による社会への悪影響を極力小さくするためには、エコ・コンパクトな都市づくりが望まれますが、これまでは「基幹都市」「拠点都市」として位置づけられた都市の範囲で、具体的なエコ・コンパクトシティのイメージが共有されていませんでした。</p> <p data-bbox="1406 1220 2546 1314"><u>今回の基本方針では、国が定めた国土形成計画(九州広域圏地方計画)において設定されている都市区分をもとに、それぞれの都市において具体的なエコ・コンパクトシティ形成のイメージを示し、その共有を図ることとします。</u></p> <p data-bbox="1406 1318 2546 1381">エコ・コンパクトシティの形成イメージは「①都市の拡散防止」「②中核性の強化」「③衰退を防止するための一定の小規模拠点の集約化」等の視点で作成しました。</p>	<p data-bbox="2570 443 2665 476">(追加)</p> <p data-bbox="2570 1220 2736 1253">(用語の整合)</p>

第2章 熊本県の都市計画の目標

(P28)

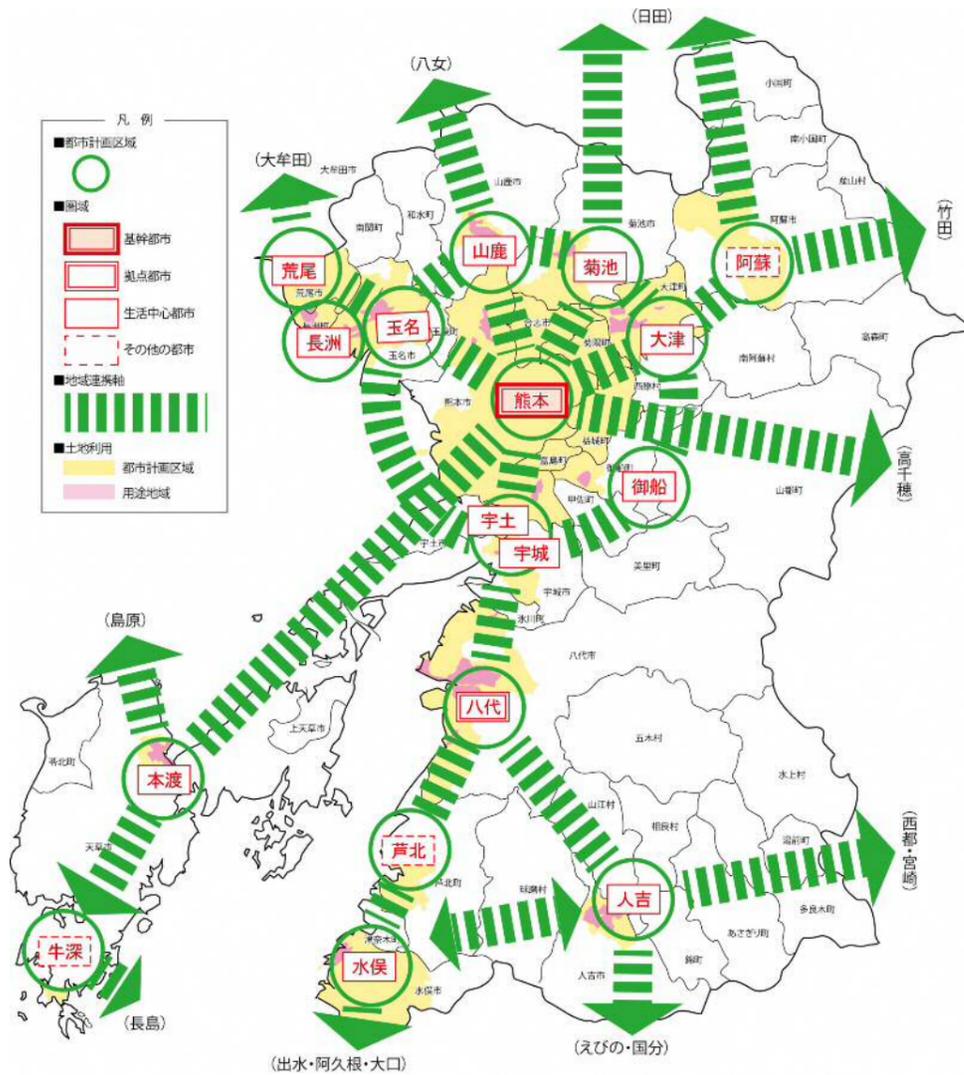
(4) 交流と連携を支える都市ネットワークづくり

県内の都市計画区域を有する圏域について、広域交通・情報基盤で構成される連携軸の整備・強化により各都市間相互の結びつきを強め、本県固有の豊かな自然や由緒ある歴史文化等の特性を広く県外の方に体験してもらえるように交流や機能連携を促進して、活力あふれる都市づくりを引き続き進めます。

特に九州新幹線鹿児島ルート[※]の全線開業効果を県内全域へ波及させるため、水俣・人吉間についても連携軸を想定し、対応を図っていきます。

一方、国土強靱化の観点からも、九州の縦軸・横軸の多重性(リダンダンシー)の確保や阿蘇くまもと空港へのアクセス機能の強化等への対応を図っていきます。

※国土形成計画(九州圏広域地方計画)では、「基幹都市(県庁所在地：熊本市)」「拠点都市(八代市)」「生活中心都市(主にその他の市)」を核とした圏域がうたわれています。これらの圏域について九州内の県庁所在地を連絡する基幹都市連携軸、基幹都市と拠点都市とを連絡する都市自然交流軸、及び生活中心都市と各都市を連絡する生活文化交流軸が位置づけられています。これらのうち、都市計画区域を有する都市を圏域として設定するとともに、連携軸・交流軸を「地域交流軸」として設定します。



▲図表 2.4 熊本県の交流と連携を支える都市ネットワーク

第2章 熊本県の都市計画の目標

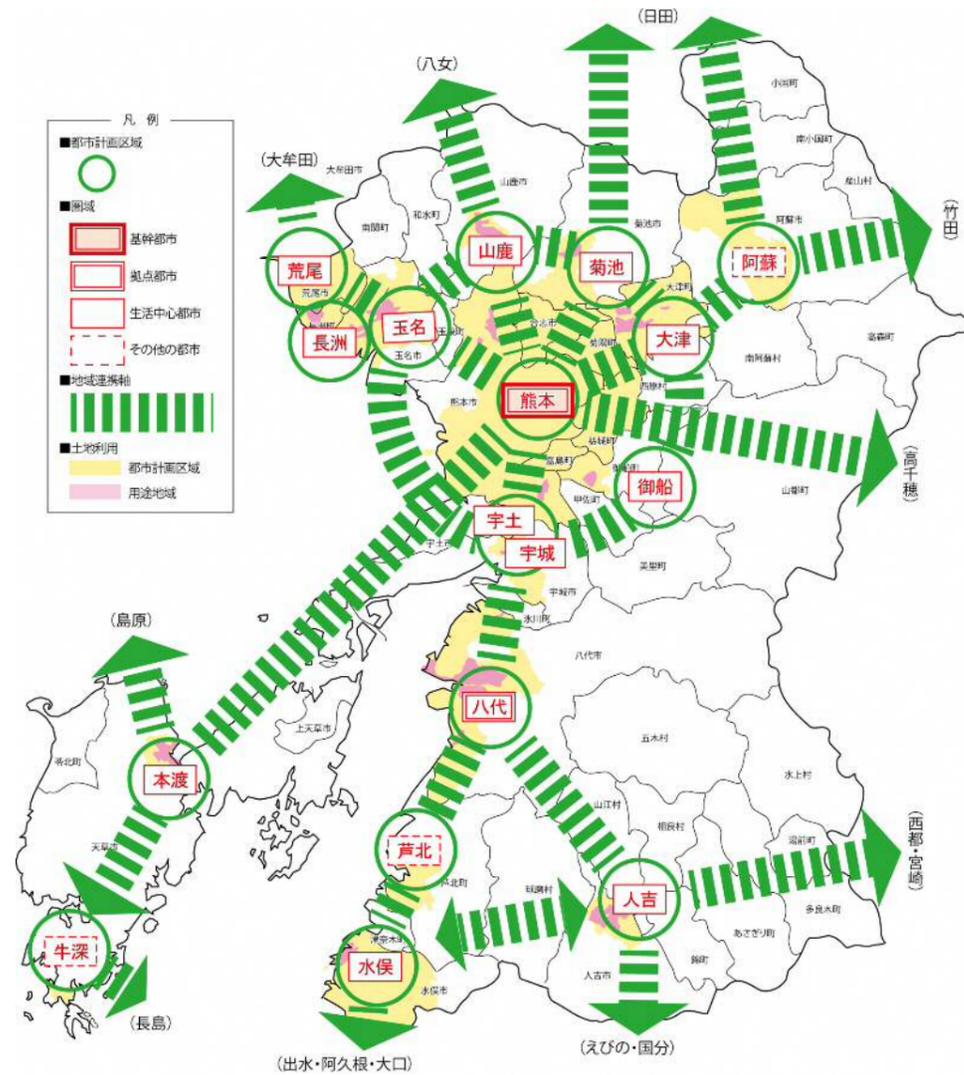
(P23)

(4) 交流と連携を支える都市ネットワークづくり

県内の都市計画区域を有する圏域について、広域交通・情報基盤で構成される連携軸の整備・強化により各都市間相互の結びつきを強め、本県固有の豊かな自然や由緒ある歴史文化等の特性を広く県外の方に体験してもらえるように交流や機能連携を促進して、活力あふれる都市づくりを引き続き進めます。

特に九州新幹線鹿児島ルート[※]の全線開業効果を県内全域へ波及させるため、水俣・人吉間についても連携軸を想定し、対応を図っていきます。

※国土形成計画(九州圏広域地方計画)では、「基幹都市(県庁所在地：熊本市)」「拠点都市(八代市)」「生活中心都市(主にその他の市)」を核とした圏域がうたわれています。これらの圏域について九州内の県庁所在地を連絡する基幹都市連携軸、基幹都市と拠点都市とを連絡する都市自然交流軸、及び生活中心都市と各都市を連絡する生活文化交流軸が位置づけられています。これらのうち、都市計画区域を有する都市を圏域として設定するとともに、連携軸・交流軸を「地域交流軸」として設定します。



▲図表 2.4 熊本県の交流と連携を支える都市ネットワーク

(追加)

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p data-bbox="172 241 1347 279">第3章 県内に共通する都市計画の方針 (P34)</p> <p data-bbox="210 285 1347 380">画を必要としない区域であって、自然環境の適正な配置が維持されるとともに、農林漁業との健全な調和が恒久的に図られる場合には、市町村の意向を踏まえ都市計画区域の廃止について検討します。</p> <p data-bbox="210 422 655 464">2. 土地利用の基本的な方針</p> <p data-bbox="210 470 1347 533">地域の特性や土地の個性を踏まえ、社会的コストに配慮しながら、自然災害への対応、環境への負荷軽減及び地域の文化や自然との調和を図るため、土地利用制度を適切に活用します。</p> <p data-bbox="201 564 617 600">(1) 県内全体の土地利用の方針</p> <p data-bbox="210 602 765 632">1) 都市的土地利用の適正なコントロール</p> <p data-bbox="210 638 1347 732">県人口は全体的に減少していますが、開発行為等により用途地域外等の郊外部で人口が増加している区域が見られます。このような地域の市街化についてはエコ・コンパクトな都市づくりの視点から原則的に抑制していくこととします。</p> <p data-bbox="210 739 1347 833">ただし、熊本市を中心とした都市圏では、人口が増加傾向にあることから都市化の進展は、当面続くことが考えられますが、エコ・コンパクトシティ形成の観点から市街地拡大に対応した土地利用の適正なコントロールを行っていきます。</p> <p data-bbox="210 875 676 909">2) 行政コストを考慮した土地利用</p> <p data-bbox="210 915 1347 1010">新しく市街地を拡大するような土地利用については、広域的に見ても必要性が高く、開発に関わる初期投資以外に、開発後数十年にわたって必要となる社会資本の維持管理費等を加味して開発の必要性を判断していきます。</p> <p data-bbox="210 1052 736 1085">3) 環境負荷の低減に寄与する土地利用</p> <p data-bbox="210 1092 1347 1220">無秩序に拡散する市街地形成を誘発するような土地利用は、都市内の移動コストの増加やCO₂排出量の増加といった地球温暖化やエネルギー問題など、地球規模の環境問題の顕在化に影響する恐れがあることから、環境負荷の低減などに寄与できる集約型の土地利用の実現を図っていきます。</p> <p data-bbox="210 1262 736 1295">4) 自然災害の軽減に寄与する土地利用</p> <p data-bbox="210 1302 1347 1362"><u>熊本地震やこれまで経験した各種災害を踏まえ、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要性がますます高くなっています。</u></p> <p data-bbox="210 1369 1347 1497"><u>従って、大規模な地震による液状化や大規模盛土造成地滑動崩落等の発生や地震に伴う津波、及び集中豪雨に伴う都市水害や中山間地域における土砂災害等の発生を考慮し、災害リスクについて、ハザードマップ等で整理された情報も活用しながら、県民生活の防災・減災面からみた土地利用の規制等を、引き続き行っています。</u></p> <p data-bbox="210 1560 1003 1593">5) 地域文化や豊かな自然環境と調和した土地利用への転換</p> <p data-bbox="210 1600 1347 1694">人々の余暇時間の増大や都市住民の自然回帰指向の増大などにより、地域文化や豊かな自然環境に接する場へのニーズが高まる中、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業により交流圏の拡大が進んでいます。</p> <p data-bbox="1279 1715 1347 1745">(P35)</p> <p data-bbox="210 1751 1347 1850">これを地域活力向上の契機ととらえ、世界遺産登録にむけた準備活動などと連携しながら、地域固有の資源を自然との調和を図りつつ、地域が長年に渡って有効活用できる土地利用の実現を図っていきます。</p>	<p data-bbox="1371 241 2546 279">第3章 県内に共通する都市計画の方針 (P29)</p> <p data-bbox="1409 285 2546 380">画を必要としない区域であって、自然環境の適正な配置が維持されるとともに、農林漁業との健全な調和が恒久的に図られる場合には、市町村の意向を踏まえ都市計画区域の廃止について検討します。</p> <p data-bbox="1409 422 1855 464">2. 土地利用の基本的な方針</p> <p data-bbox="1409 470 2546 533">地域の特性や土地の個性を踏まえ、社会的コストに配慮しながら、自然災害への対応、環境への負荷軽減及び地域の文化や自然との調和を図るため、土地利用制度を適切に活用します。</p> <p data-bbox="1400 564 1816 600">(1) 県内全体の土地利用の方針</p> <p data-bbox="1409 602 1964 632">1) 都市的土地利用の適正なコントロール</p> <p data-bbox="1409 638 2546 732">県人口は全体的に減少していますが、開発行為等により用途地域外等の郊外部で人口が増加している区域が見られます。このような地域の市街化についてはエコ・コンパクトな都市づくりの視点から原則的に抑制していくこととします。</p> <p data-bbox="1409 739 2546 833">ただし、熊本市を中心とした都市圏では、人口が増加傾向にあることから都市化の進展は、当面続くことが考えられますが、エコ・コンパクトシティ形成の観点から市街地拡大に対応した土地利用の適正なコントロールを行っていきます。</p> <p data-bbox="1409 875 1875 909">2) 行政コストを考慮した土地利用</p> <p data-bbox="1409 915 2546 1010">新しく市街地を拡大するような土地利用については、広域的に見ても必要性が高く、開発にかわる初期投資以外に、開発後数十年にわたって必要となる社会資本の維持管理費等を加味して開発の必要性を判断していきます。</p> <p data-bbox="1409 1052 1935 1085">3) 環境負荷の低減に寄与する土地利用</p> <p data-bbox="1409 1092 2546 1220">無秩序に拡散する市街地形成を誘発するような土地利用は、都市内の移動コストの増加やCO₂排出量の増加といった地球温暖化やエネルギー問題など、地球規模の環境問題の顕在化に影響する恐れがあることから、環境負荷の低減などに寄与できる集約型の土地利用の実現を図っていきます。</p> <p data-bbox="1409 1262 1935 1295">4) 自然災害の軽減に寄与する土地利用</p> <p data-bbox="1409 1302 2546 1362"><u>大規模な地震の発生やそれに伴う津波、及び集中豪雨に伴う都市水害や中山間地域における土砂災害等の発生を考慮し、</u>県民生活の防災・減災面からみた土地利用の規制等を行っていきます。</p> <p data-bbox="1409 1560 2202 1593">5) 地域文化や豊かな自然環境と調和した土地利用への転換</p> <p data-bbox="1409 1600 2546 1694">人々の余暇時間の増大や都市住民の自然回帰指向の増大などにより、地域文化や豊かな自然環境に接する場へのニーズが高まる中、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業により交流圏の拡大が進んでいます。</p> <p data-bbox="1409 1751 2546 1850">これを地域活力向上の契機ととらえ、世界遺産登録にむけた準備活動などと連携しながら、地域固有の資源を自然との調和を図りつつ、地域が長年に渡って有効活用できる土地利用の実現を図っていきます。</p>	<p data-bbox="2585 915 2665 949">(修正)</p> <p data-bbox="2585 1302 2665 1335">(追加)</p> <p data-bbox="2585 1369 2665 1402">(修正)</p>

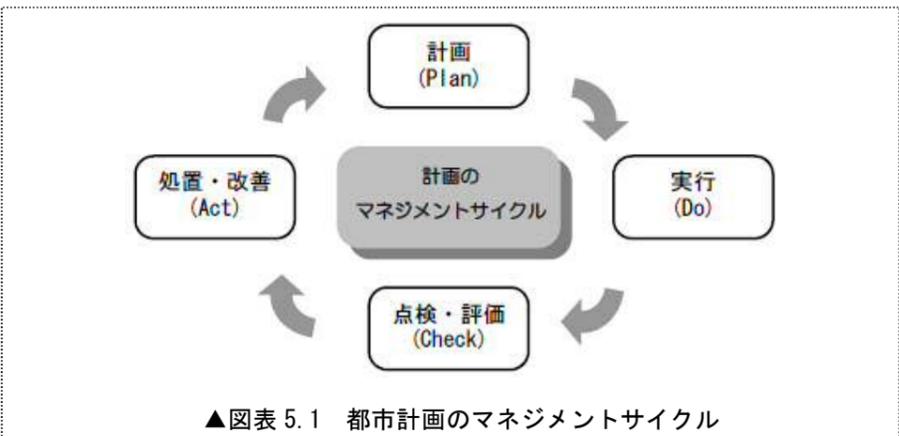
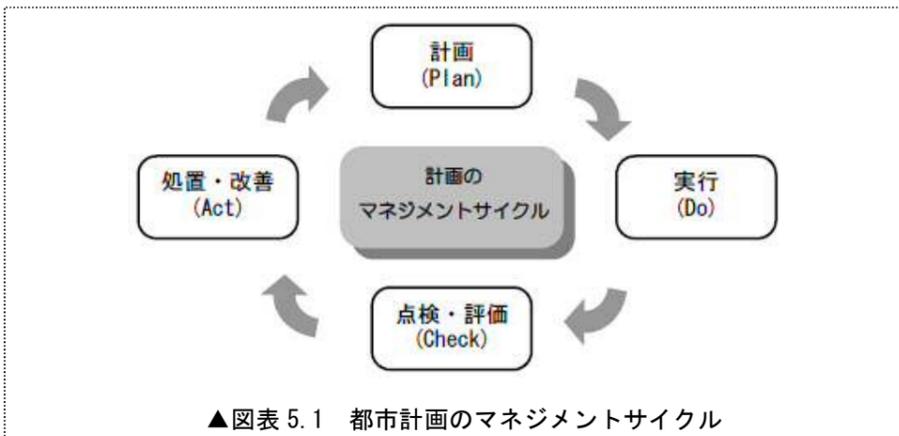
【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p data-bbox="160 239 1359 281">第3章 県内に共通する都市計画の方針 (P40)</p> <p data-bbox="231 289 1199 321">こととされており、隣接他県の都市計画の動向等、広域的視点を踏まえて検討します。</p> <p data-bbox="210 373 572 411">(1) 交通施設の整備方針</p> <p data-bbox="204 415 1347 543">本県は、九州新幹線鹿児島ルート¹の全線開業や高速道路網の整備により、九州全域の中で広域高速交通網の中心的な役割を果たすことが期待されています。市街地における道路や公共交通機関等の交通施設網については、広域高速交通網との一体的かつ円滑な利用ができるネットワークの形成が求められています。</p> <p data-bbox="204 546 1347 609"><u>また、国土強靱化の観点からも、九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）の確保や阿蘇くまもと空港へのアクセス機能の強化等への対応が求められています。</u></p> <p data-bbox="204 611 1347 674">これらの役割を果たすため、「広域道路網マスタープラン」「熊本県の道路整備に関する中長期計画」「熊本都市圏交通マスタープラン」等との整合を図りながら、以下の取組みを進めます。</p> <p data-bbox="210 676 599 709">1) 広域的な交通体系の整備</p> <p data-bbox="204 714 1347 808">本県における広域的な交通体系は、九州圏内の拠点都市と熊本都市圏をネットワーク化する広域交通体系と、県内の各都市圏や県境をはさんで隣接する都市圏間相互をネットワーク化する交通体系とによって構成されます。</p> <p data-bbox="210 810 1172 842">① 九州の中央(北九州～福岡～熊本～鹿児島)に沿った基幹都市連携軸の強化</p> <p data-bbox="210 846 1347 940">熊本市は、国が定めた「国土形成計画」において、三大都市圏に次ぐ九州圏の中で、福岡市や北九州市等と同じ基幹都市圏として位置づけられており、高次な都市機能の集積の拠点、広域国際交流の拠点として今後の展開が期待されています。</p> <p data-bbox="210 942 1347 1005">さらに、政令指定都市となった熊本市が、将来的な道州制への移行を念頭に州都として必要な都市機能を有し、九州の中心としての役割が果たせるようになることが求められています。</p> <p data-bbox="210 1008 1347 1071">これらの基幹都市機能の展開は、九州北部の福岡・北九州基幹都市圏や県庁所在都市との相互の役割分担と連携を進めることにより可能となります。</p> <p data-bbox="240 1073 1279 1104">注)高次な都市機能：高次な教育・文化、医療・福祉、業務管理、研究開発、国際交流機能等</p> <p data-bbox="210 1136 1347 1199">そのため、以下のような広域高速交通体系の整備によって、熊本基幹都市圏と九州内の基幹都市圏やその他の中心都市等との一層の交流・連携促進に役立つネットワークの整備を図ります。</p> <p data-bbox="290 1201 1012 1232">①九州の中央(北九州～福岡～熊本～鹿児島)に沿った基幹連携軸の強化</p> <p data-bbox="290 1234 771 1266">②熊本空港へのアクセス機能やハブ機能の強化</p> <p data-bbox="210 1268 1347 1362">中でも、南九州西回り自動車道の整備促進による鹿児島県との連携強化、及び有明海沿岸道路Ⅱ期を計画路線へと格上げし、熊本基幹都市圏と九州北部の基幹都市圏等との一層の交流促進に寄与するネットワーク強化が図られるよう努めます。</p> <p data-bbox="210 1365 1181 1396">② 高速交通体系と一体となった県内外の都市圏間を結ぶ広域ネットワークの整備</p> <p data-bbox="210 1398 1347 1526">県内の拠点都市圏や基礎生活圏の機能を発揮するためには、基礎的な都市的サービス等の機能の充実に加え、熊本基幹都市圏の持つ高次な都市機能を波及させるほか物流交通の円滑化や観光交通を促進させるため、以下のような高速交通体系と一体となって県内外の都市圏間の交流や連携を促進するネットワーク整備を図ります。</p> <p data-bbox="264 1528 1347 1591">① 九州の中央に沿った基幹連携軸である高速道路から分岐して都市圏間をネットワーク化する道路網の整備</p> <p data-bbox="1279 1640 1347 1671">(P41)</p> <p data-bbox="317 1688 1261 1719">(特に、九州横断自動車道延岡線や中九州横断道路の九州の横軸となる道路網の整備)</p> <p data-bbox="270 1722 1089 1753">② 熊本都市圏を中心とした広域的な2環状11放射の骨格道路網の整備</p>	<p data-bbox="1359 239 2558 281">第3章 県内に共通する都市計画の方針 (P35)</p> <p data-bbox="1430 289 2398 321">こととされており、隣接他県の都市計画の動向等、広域的視点を踏まえて検討します。</p> <p data-bbox="1409 373 1771 411">(1) 交通施設の整備方針</p> <p data-bbox="1403 415 2546 543">本県は、九州新幹線鹿児島ルート¹の全線開業や高速道路網の整備により、九州全域の中で広域高速交通網の中心的な役割を果たすことが期待されています。市街地における道路や公共交通機関等の交通施設網については、広域高速交通網との一体的かつ円滑な利用ができるネットワークの形成が求められています。</p> <p data-bbox="1403 611 2546 674">これらの役割を果たすため、「広域道路網マスタープラン」「熊本県の道路整備に関する中長期計画」「熊本都市圏交通マスタープラン」等との整合を図りながら、以下の取組みを進めます。</p> <p data-bbox="1409 676 1798 709">1) 広域的な交通体系の整備</p> <p data-bbox="1403 714 2546 808">本県における広域的な交通体系は、九州圏内の拠点都市と熊本都市圏をネットワーク化する広域交通体系と、県内の各都市圏や県境をはさんで隣接する都市圏間相互をネットワーク化する交通体系とによって構成されます。</p> <p data-bbox="1409 810 2371 842">① 九州の中央(北九州～福岡～熊本～鹿児島)に沿った基幹都市連携軸の強化</p> <p data-bbox="1403 846 2546 940">熊本市は、国が定めた「国土形成計画」において、三大都市圏に次ぐ九州圏の中で、福岡市や北九州市等と同じ基幹都市圏として位置づけられており、高次な都市機能の集積の拠点、広域国際交流の拠点として今後の展開が期待されています。</p> <p data-bbox="1403 942 2546 1005">さらに、政令指定都市となった熊本市が、将来的な道州制への移行を念頭に州都として必要な都市機能を有し、九州の中心としての役割が果たせるようになることが求められています。</p> <p data-bbox="1403 1008 2546 1071">これらの基幹都市機能の展開は、九州北部の福岡・北九州基幹都市圏や県庁所在都市との相互の役割分担と連携を進めることにより可能となります。</p> <p data-bbox="1433 1073 2472 1104">注)高次な都市機能：高次な教育・文化、医療・福祉、業務管理、研究開発、国際交流機能等</p> <p data-bbox="1403 1136 2546 1199">そのため、以下のような広域高速交通体系の整備によって、熊本基幹都市圏と九州内の基幹都市圏やその他の中心都市等との一層の交流・連携促進に役立つネットワークの整備を図ります。</p> <p data-bbox="1510 1201 2231 1232">①九州の中央(北九州～福岡～熊本～鹿児島)に沿った基幹連携軸の強化</p> <p data-bbox="1510 1234 1991 1266">②熊本空港へのアクセス機能やハブ機能の強化</p> <p data-bbox="1403 1268 2546 1362">中でも、南九州西回り自動車道の整備促進による鹿児島県との連携強化、及び有明海沿岸道路Ⅱ期を計画路線へと格上げし、熊本基幹都市圏と九州北部の基幹都市圏等との一層の交流促進に寄与するネットワーク強化が図られるよう努めます。</p> <p data-bbox="1403 1365 2377 1396">② 高速交通体系と一体となった県内外の都市圏間を結ぶ広域ネットワークの整備</p> <p data-bbox="1403 1398 2546 1526">県内の拠点都市圏や基礎生活圏の機能を発揮するためには、基礎的な都市的サービス等の機能の充実に加え、熊本基幹都市圏の持つ高次な都市機能を波及させるほか物流交通の円滑化や観光交通を促進させるため、以下のような高速交通体系と一体となって県内外の都市圏間の交流や連携を促進するネットワーク整備を図ります。</p> <p data-bbox="1457 1528 2546 1591">① 九州の中央に沿った基幹連携軸である高速道路から分岐して都市圏間をネットワーク化する道路網の整備</p> <p data-bbox="1510 1688 2454 1719">(特に、九州横断自動車道延岡線や中九州横断道路の九州の横軸となる道路網の整備)</p> <p data-bbox="1457 1722 2288 1753">② 熊本都市圏を中心とした広域的な2環状11放射の骨格道路網の整備</p>	<p data-bbox="2558 531 2662 562">(追加)</p>

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p>第3章 県内に共通する都市計画の方針 (P42)</p> <p>都市の骨格を形成する道路の整備には、エコ・コンパクトシティとしての市街地構造や都市の規模に応じて優先的に整備する路線を決定する必要があります。</p> <p>本県の場合は、熊本市が放射環状型、その他の都市は格子状型が基本となっており、これらを構成する道路のうち、以下に示すような幹線道路の整備を優先的に進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携軸となる道路 ・都市の外郭となる道路 ・環状道路となる道路 ・広域高速交通拠点である空港、新幹線駅、高速ICへのアクセス道路 ・スマートインターチェンジ ・バス交通の円滑化に資する路線などの整備 <p>② すべての人に安全でやさしい移動環境の構築</p> <p>エコ・コンパクトシティの形成に向けて、歩行者や自転車を優先し、歩ける範囲で構成される中高密度の生活圏において、ユニバーサルデザインの視点に立った、すべての人に安全でやさしい交通システムを構築します。</p> <p>鉄軌道駅、バス停、官公庁、商業施設、医療施設、教育施設等の主要施設間を円滑に結びつける歩行者・自転車空間ネットワークの整備や「地域公共交通会議」などの地域特性を反映した地域コミュニティ交通の整備、また、人の移動経路や車両等の一体的なバリアフリー化を図ります。</p> <p>③ 幹線道路の防災機能の明確化</p> <p>地震、火災、水害等の災害に対して、住民の財産を守り、都市全体の機能不全を防止し、防災性の高い都市構造を構築する手段のひとつとして、道路のリダンダンシーの確保や市街地延焼を最小限で止める延焼遮断帯、避難地・避難路となるオープンスペース、<u>物資輸送ルートとしての機能を持つ幹線道路の整備及び計画的な維持管理・更新</u>が必要です。</p> <p>特に道路幅員が狭いまま市街化の進んだ密集市街地においては、市街地の改造も含めた面的な対応の必要性が高いと言えます。</p> <p>このため、以下のように防災空間や防災機能を有する幹線道路整備等に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時に物資輸送路となる緊急輸送道路としての幹線道路の整備<u>及び計画的な維持管理・更新</u> ② 沿道建築物の不燃化や耐震化も含め、避難路や避難地となる広幅員の幹線道路の整備 ③ <u>緊急輸送道路における無電柱化の推進</u> <p>(2) 下水道及び河川の整備方針</p> <p>本県の都市部では、都市化に伴う流域の改変や近年頻発している局地的短期集中豪雨により浸水被害が生じており、安全で活力ある都市の形成を図るためにも、都市における雨水対策は極めて重要です。</p> <p><u>熊本地震では、下水道の損壊や河川堤防に被害が生じたことから、それぞれの機能を確保する対応も併せて必要です。</u></p> <p>都市の雨水対策を効率的・効果的に行うために、河川と下水道との連携を一層強化し、一体的で総合的な治水対策に取り組みます。</p> <p>1) 総合的な治水対策の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 河川、下水道等の整備 <p>雨水の総合的処理を目的に、治水施設の整備を促進させるとともに、雨水を速やかに排除したり、貯留・浸透により流出量を低下させたりするなどの下水道整備を進めます。</p> <p>(P43)</p> <p>また、都市化に伴って失われる土地の保水機能や遊水機能が河川への負荷を増加させないよう、流出抑制対策を併せて進めます。</p> <p>さらに、洪水氾濫の恐れのある区域では、ハザードマップの活用や洪水時の警戒避難体制等の充実を図り、水害による被害を最小限にとどめるよう努めます。</p>	<p>第3章 県内に共通する都市計画の方針 (P37)</p> <p>都市の骨格を形成する道路の整備には、エコ・コンパクトシティとしての市街地構造や都市の規模に応じて優先的に整備する路線を決定する必要があります。</p> <p>本県の場合は、熊本市が放射環状型、その他の都市は格子状型が基本となっており、これらを構成する道路のうち、以下に示すような幹線道路の整備を優先的に進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携軸となる道路 ・都市の外郭となる道路 ・環状道路となる道路 ・広域高速交通拠点である空港、新幹線駅、高速ICへのアクセス道路 ・スマートインターチェンジ ・バス交通の円滑化に資する路線などの整備 <p>② すべての人に安全でやさしい移動環境の構築</p> <p>エコ・コンパクトシティの形成に向けて、歩行者や自転車を優先し、歩ける範囲で構成される中高密度の生活圏において、ユニバーサルデザインの視点に立った、すべての人に安全でやさしい交通システムを構築します。</p> <p>鉄軌道駅、バス停、官公庁、商業施設、医療施設、教育施設等の主要施設間を円滑に結びつける歩行者・自転車空間ネットワークの整備や「地域公共交通会議」などの地域特性を反映した地域コミュニティ交通の整備、また、人の移動経路や車両等の一体的なバリアフリー化を図ります。</p> <p>③ 幹線道路の防災機能の明確化</p> <p>地震、火災、水害等の災害に対して、住民の財産を守り、都市全体の機能不全を防止し、防災性の高い都市構造を構築する手段のひとつとして、道路のリダンダンシーの確保や市街地延焼を最小限で止める延焼遮断帯、避難地・避難路となるオープンスペース機能を持つ幹線道路の整備が必要です。</p> <p>特に道路幅員が狭いまま市街化の進んだ密集市街地においては、市街地の改造も含めた面的な対応の必要性が高いと言えます。</p> <p>このため、以下のように防災空間や防災機能を有する幹線道路整備に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時に物資輸送路となる緊急輸送道路としての幹線道路の整備 ② 沿道建築物の不燃化や耐震化も含め、避難路や避難地となる広幅員の幹線道路の整備 <p>(2) 下水道及び河川の整備方針</p> <p>本県の都市部では、都市化に伴う流域の改変や近年頻発している局地的短期集中豪雨により浸水被害が生じており、安全で活力ある都市の形成を図るためにも、都市における雨水対策は極めて重要です。</p> <p>都市の雨水対策を効率的・効果的に行うために、河川と下水道との連携を一層強化し、一体的で総合的な治水対策に取り組みます。</p> <p>1) 総合的な治水対策の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 河川、下水道等の整備 <p>雨水の総合的処理を目的に、治水施設の整備を促進させるとともに、雨水を速やかに排除したり、貯留・浸透により流出量を低下させたりするなどの下水道整備を進めます。</p> <p>また、都市化に伴って失われる土地の保水機能や遊水機能が河川への負荷を増加させないよう、流出抑制対策を併せて進めます。</p> <p>さらに、洪水氾濫の恐れのある区域では、ハザードマップの活用や洪水時の警戒避難体制等の充実を図り、水害による被害を最小限にとどめるよう努めます。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p>第3章 県内に共通する都市計画の方針 (P43)</p> <p>2) 魅力ある快適な生活基盤の整備方針 本県の特長である恵まれた自然資産(豊かな森や水田等に育まれた地下水の恵み・数多くの河川)の保全を図りながら河川周辺の土地利用や将来動向を勘案し、都市構造と調和のとれた都市環境の向上に寄与する河川環境の整備を進めます。</p> <p>3) 下水道の長寿命化方針 健全な水循環を支える下水道施設は、生活を支える重要なライフラインでもあり、地震や水害、津波等に対する防災対策も含め、計画的な維持修繕と機能強化を進めていきます。</p> <p>(3) 公園の整備方針 県内の都市公園の現状をみると、県民一人当たりの整備面積(9.5m²/人)は全国平均に達しておらず、既設公園の老朽化が進んでいます。今後とも、都市公園等の整備を進めるとともに、施設の改修やバリアフリー化を推進することで、より一層の利用促進に取り組みます。</p> <p>1) 公園施設の長寿命化方針 施設の機能ごとに目標とすべき維持管理の水準を意識しながら、施設の機能保全とライフサイクルコスト削減を目指すことで、都市公園のストックマネジメントに取り組みます。 優先的にストックマネジメントに取り組む都市公園として、たとえば、規模の大きい建築物・運動施設・土木構造物を有する総合公園や運動公園など、また、小規模であっても子どもが利用する遊具が多い街区公園・近隣公園などの点を考慮し、設定します。 公園機能の維持管理については、長寿命化計画の策定や同計画に基づく施設更新を行い、公園の里親制度(アダプト)を活用しながら、一般市民も参加できる対応を促進します。</p> <p>2) 公園機能の強化方針 ① 誰もが安全で使いやすい都市公園への改修 既設公園の更新期とあわせ、公園の使われ方を明確にし、利用者特性に応じて多様な使われ方ができるように検討した上で園路広場やトイレ、駐車場等のバリアフリー化等を行うことにより、高齢者や障がい者、子どもなど利用者が使いやすい公園へと改修を進めます。 ② 都市内の減災に役立つ防災機能のグレードアップ 大規模な災害の発生に備え都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを進めるために、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる複数の防災拠点の確保が必要です。 周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として既存の都市公園等を利活用し、防災機能を有する公園へ改修するなど、適切な配置となるような対応を進めます。</p> <div data-bbox="831 1417 1335 1743"> <p>消防用水、雑用水として水を活用できる池 緊急輸送に対応するヘリポート 避難者の収容や、防災活動拠点となる芝生広場 災害時に飲料水、生活用水を供給する耐震性貯水槽 太陽光による発電施設を備え、自備自足型の災害対応となる多目的ホール 救護物資置場やアクト用地となるエントランス広場 傷害倉庫を備えた管理施設 延焼防止、輻射熱の遮断のための構造物 災害時に公園と一体となって防災活動拠点の役割を果たす病院、消防署</p> </div> <p>資料：国土交通省ホームページより ▲図表 3.2 防災公園イメージ</p>	<p>第3章 県内に共通する都市計画の方針 (P38)</p> <p>2) 魅力ある快適な生活基盤の整備方針 本県の特長である恵まれた自然資産(豊かな森や水田等に育まれた地下水の恵み・数多くの河川)の保全を図りながら河川周辺の土地利用や将来動向を勘案し、都市構造と調和のとれた都市環境の向上に寄与する河川環境の整備を進めます。</p> <p>3) 下水道の長寿命化方針 健全な水循環を支える下水道施設は、生活を支える重要なライフラインでもあり、水害や津波等に対する防災対策も含め、計画的な維持修繕と機能強化を進めていきます。</p> <p>(3) 公園の整備方針 県内の都市公園の現状をみると、県民一人当たりの整備面積(9.5m²/人)は全国平均に達しておらず、既設公園の老朽化が進んでいます。今後とも、都市公園等の整備を進めるとともに、施設の改修やバリアフリー化を推進することで、より一層の利用促進に取り組みます。</p> <p>1) 公園施設の長寿命化方針 施設の機能ごとに目標とすべき維持管理の水準を意識しながら、施設の機能保全とライフサイクルコスト削減を目指すことで、都市公園のストックマネジメントに取り組みます。 優先的にストックマネジメントに取り組む都市公園として、たとえば、規模の大きい建築物・運動施設・土木構造物を有する総合公園や運動公園など、また、小規模であっても子どもが利用する遊具が多い街区公園・近隣公園などの点を考慮し、設定します。 公園機能の維持管理については、長寿命化計画の策定や同計画に基づく施設更新を行い、公園の里親制度(アダプト)を活用しながら、一般市民も参加できる対応を促進します。</p> <p>2) 公園機能の強化方針 ① 誰もが安全で使いやすい都市公園への改修 既設公園の更新期とあわせ、公園の使われ方を明確にし、利用者特性に応じて多様な使われ方ができるように検討した上で園路広場やトイレ、駐車場等のバリアフリー化等を行うことにより、高齢者や障がい者、子どもなど利用者が使いやすい公園へと改修を進めます。 ② 都市内の減災に役立つ防災機能のグレードアップ 大規模な災害の発生に備え都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを進めるために、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点が必要です。 周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として既存の都市公園等を利活用し、防災機能を有する公園へ改修するなどの対応を進めます。</p> <div data-bbox="2018 1417 2522 1743"> <p>消防用水、雑用水として水を活用できる池 緊急輸送に対応するヘリポート 避難者の収容や、防災活動拠点となる芝生広場 災害時に飲料水、生活用水を供給する耐震性貯水槽 太陽光による発電施設を備え、自備自足型の災害対応となる多目的ホール 救護物資置場やアクト用地となるエントランス広場 傷害倉庫を備えた管理施設 延焼防止、輻射熱の遮断のための構造物 災害時に公園と一体となって防災活動拠点の役割を果たす病院、消防署</p> </div> <p>資料：国土交通省ホームページより ▲図表 3.2 防災公園イメージ</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p>第3章 県内に共通する都市計画の方針 (P51)</p> <p>(5) 地域固有の資源である地下水を保全するための整備方針 本県の固有の資源である地下水の保全のため、「熊本地域地下水総合安全管理計画」等の計画と連携し、菊陽町や大津町など涵養域の市町村においては水田湛水事業の拡充など地下水の涵養に役立つ対策を進めます。 また、熊本県地下水保全条例に基づき、地下水採取者に涵養対策への協力を求めるとともに、重点地域(熊本地域)において大規模な開発行為を行う事業者に地下水涵養への配慮を求めます。</p> <p>6. 都市防災についての基本的な方針 県民の生命と暮らしを守るとともに、産業や経済活動を維持するという社会資本整備に求められる使命を十分に果たすためには、災害の多発化・多様化・巨大化・複合化に対応する必要があります。 <u>これまでの、東日本大震災やその他過去の災害体験で得られた教訓による「防災・減災」対策の取組みに加え、熊本地震で浮き彫りになった課題や新たに見直しを行った「熊本地域防災計画」、平成29年(2017年)10月に策定した「熊本県国土強靱化地域計画」等との整合を図りながら、都市防災への対応を図ります。</u></p> <p>(1) 都市防災への対応方針 都市防災については、<u>今後起こり得る大規模自然災害の発生を想定し、</u>県民の生命や財産に被害が生じないように、防災能力を高めるために必要な施設の整備<u>に加え、都市防災機能を損なわないよう都市施設の適切な維持管理・更新を行い、防災体制の整備を進めます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住宅や不特定多数の人が利用する建築物、及び主要なターミナル駅等鉄道施設や空港及び港湾等の耐震対策を促進 ② <u>防災拠点の耐震化を含む適切な維持管理・更新、及び拠点施設の分散化(県境を越えた広域的な災害体制も視野)</u> ③ <u>地震時の大規模火災の発生や避難・消防活動の困難さが指摘されている密集市街地を中心に県内全域で災害に強い市街地への転換を図るための対策[*]を推進</u> <u>※ 面的な市街地整備、避難地の確保、避難路整備、延焼遮断帯の整備、無電柱化等による緊急車両の進入路確保等</u> ④ 河川や海岸堤防等の防災関連施設、及び下水管きよ等の衛生関連施設の耐震・液状化対策の推進 ⑤ <u>熊本地震をはじめとした自然災害の防災上の観点から、災害発生の可能性があるリスクの高い範囲を避けてエコ・コンパクトシティへ誘導する都市機能の集約</u> ⑥ 緊急輸送道路等の重要な道路上の橋梁や、沿道の建築物における耐震対策の推進 ⑦ <u>ライフライン(上下水道、ガス、電力等)の耐震対策の促進</u> ⑧ <u>各自治体が作成する復興計画に掲げた事業の迅速かつ確実な取組み</u> 	<p>第3章 県内に共通する都市計画の方針 (P46)</p> <p>(5) 地域固有の資源である地下水を保全するための整備方針 本県の固有の資源である地下水の保全のため、「熊本地域地下水総合安全管理計画」等の計画と連携し、菊陽町や大津町など涵養域の市町村においては水田湛水事業の拡充など地下水の涵養に役立つ対策を進めます。 また、熊本県地下水保全条例に基づき、地下水採取者に涵養対策への協力を求めるとともに、重点地域(熊本地域)において大規模な開発行為を行う事業者に地下水涵養への配慮を求めます。</p> <p>6. 都市防災についての基本的な方針 県民の生命と暮らしを守るとともに、産業や経済活動を維持するという社会資本整備に求められる使命を十分に果たすためには、災害の多発化・多様化・巨大化・複合化に対応する必要があります。 <u>東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの「防災」対策に加え、低頻度で大規模な災害に備えたハード・ソフト施策の適切な組合せによる「減災」対策を「熊本地域防災計画」等と整合を図りながら推進し、都市防災への対応を図ります。</u></p> <p>(1) 都市防災への対応方針 都市防災については、<u>災害が発生した場合にも</u>県民の生命や財産に被害が生じないように、防災能力を高めるために必要な施設の整備<u>を、これまで同様に進めていきます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住宅や不特定多数の人が利用する建築物、及び主要なターミナル駅等鉄道施設等の耐震対策を促進 ② <u>地震時の大規模火災の発生や、避難・消防活動の困難さが指摘されている密集する市街地について、災害に強い市街地への転換を図るための対策(面的な市街地整備、延焼遮断帯、避難地、避難路や緊急車両等の進入路等の整備等)の促進</u> ③ 河川や海岸堤防等の防災関連施設、及び下水管きよ等の衛生関連施設の耐震・液状化対策の促進 ④ 緊急輸送道路等の重要な道路上の橋梁や、沿道の建築物における耐震対策の推進 	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(追加)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(移動)</p> <p>(修正)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p style="text-align: right;">(P52)</p> <p>(2) 都市防災へのソフト面の対応 <u>熊本地震後に見直しを行った「熊本県地域防災計画」や「熊本県建築物耐震改修促進計画」の改訂内容及び新たに策定した「熊本県国土強靱化地域計画」等と一体的に都市計画として対応することが望ましい建築物の耐震診断、及び耐震改修の促進施策等について、それらを計画的に実行していきます。</u> <u>さらに、熊本地震において重要性が明らかになった「自助」「共助」の取り組みを、地域の特性に応じて計画的に実行していきます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(前項(1)⑤へ移動)</u></p> <p>災害発生の恐れがある区域については、地すべり防止区域等他の法令による規制との連携を図りながら、住居系用途地域や地区計画及び市街化調整区域内で行われる集落内開発制度の区域について、原則的に新たな指定は行わないこととします。 <u>また、熊本地震の特徴でもある液状化や大規模盛土造成地滑動崩落等、災害リスクの高い地域に対する土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要があります。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p><u>熊本地震発生時、災害に備えた住宅の耐震化など「自助」の取り組みが不十分な点や、住民同士のつながりが希薄な地域では、自主的な避難誘導や声掛け、避難所運営の協力等を行うことができない等、「共助」による災害対応が十分でない地域が存在しました。</u> <u>このように熊本地震で浮き彫りとなった「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本である「自助」の取り組みへの対応や、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本である「共助」の取り組みへの対応など、不足していたソフト面での防災機能を高めていくために、地域防災力の強化に向け取り組む必要があります。</u> <u>例えば、地域防災力の強化に向けた取組として、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めることが重要であり、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への施策を講じることがあげられます。</u></p>	<p style="text-align: right;">(P46 つづき)</p> <p>(2) 都市防災へのソフト面の対応 「熊本県地域防災計画」をはじめとして、各自治体が作成する「地域防災計画」を踏まえ、「熊本県建築物耐震改修促進計画」と一体的に都市計画として対応することが望ましい建築物の耐震診断、及び耐震改修を促進施策等について、それらを計画的に実行していきます。</p> <p>エコ・コンパクトシティへ誘導する際には、防災上の観点から災害発生の可能性があるリスクの高い範囲を避けて都市機能を集約します。</p> <p>災害発生の恐れがある区域については、地すべり防止区域等他の法令による規制との連携を図りながら、住居系用途地域や地区計画及び市街化調整区域内で行われる集落内開発制度の区域について、原則的に新たな指定は行わないこととします。</p> <p><u>平成23年(2011年)12月に制定された津波防災地域づくりに関する法律(津波防災地域づくり法)とその関係する政省令や津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針(津波防災地域づくり</u></p> <p style="text-align: right;">(P47)</p> <p><u>基本指針)を踏まえた地域づくりを進めます。</u> <u>その際には、本県が基本指針に基づき作成する津波浸水想定(津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深)の設定・公表にあわせて、必要となる対応を検討します。</u></p>	<p>(修正) (誤植の修正)</p> <p>(追加)</p> <p>(移動)</p> <p>(追加)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(追加)</p>

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p data-bbox="172 241 1350 283">第5章 都市計画制度の運用方針 (P62)</p> <p data-bbox="210 304 756 346">1. 都市計画の円滑な推進の必要性</p> <p data-bbox="210 373 831 415">(1) 都市計画における「協働社会」づくり</p> <p data-bbox="210 420 1350 514">これまで都市計画の推進にあたっては、「協働」が地域社会の形成を考えていく上で重要な考え方となっており、地域づくりや福祉、環境問題など様々な分野において「協働」という概念で一体的にまちづくりに取り組むことが求められています。</p> <p data-bbox="210 514 1350 609">都市計画においては、県、市町村などの行政や、県民、NPO(民間非営利団体)、企業等の多様なまちづくりの主体が、それぞれの役割や信頼関係を基調として「協働社会」を築いていくための仕組みづくりを推進します。</p> <p data-bbox="210 655 765 697">(2) 都市計画における住民参加の動向</p> <p data-bbox="210 699 1350 793">近年、行政一般に対して、行政手続きの透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められています。特に都市計画のように国民の権利義務に直接影響を与えることとなる行政手続きについては、その必要性が高まっています。</p> <p data-bbox="210 793 1350 888">また、環境問題や少子高齢社会の問題に対する意識が高まる中で、住民自らが暮らす街のあり方についてもこれまで以上に関心が高まっており、都市計画に対して住民自ら主体的に参画しようとする動きもみられることから、さらに都市計画における住民参加がしやすくなるように配慮します。</p> <p data-bbox="210 888 1350 987">一定の条件を満たすことで地域住民が都市計画の決定(変更)を発案し、行政へ提案できる「都市計画提案制度(平成15年創設)」に関する法改正(平成19年)を踏まえ、まちづくりに関して住民主体で創意工夫された計画の立案に活用されるよう、検討に必要な情報の提供等を行っていきます。</p> <p data-bbox="210 1056 964 1098">2. マネジメントサイクルによる都市計画の評価</p> <p data-bbox="210 1123 1350 1218">都市計画区域マスタープランでは、都市計画に関する目標値の設定及び公表を行うとともに、事業が実施された場合の評価に必要なデータ観測を実施し、その成果をわかりやすく整理した上で、定期的に公表します。</p> <p data-bbox="246 1218 1285 1249">このようなマネジメントサイクルを導入することで都市計画行政の効率性を高めていきます。</p> <div data-bbox="371 1281 1270 1717">  <p data-bbox="563 1680 1092 1711">▲図表 5.1 都市計画のマネジメントサイクル</p> </div>	<p data-bbox="1368 241 2546 283">第5章 都市計画制度の運用方針 (P57)</p> <p data-bbox="1406 304 1952 346">1. 都市計画の円滑な推進の必要性</p> <p data-bbox="1406 373 2027 415">(1) 都市計画における「協働社会」づくり</p> <p data-bbox="1406 420 2546 514">これまで都市計画の推進にあたっては、「協働」が地域社会の形成を考えていく上で重要な考え方となっており、地域づくりや福祉、環境問題など様々な分野において「協働」という概念で一体的にまちづくりに取り組むことが求められています。</p> <p data-bbox="1406 514 2546 609">都市計画においては、県、市町村などの行政や、県民、NPO(民間非営利団体)、企業等の多様なまちづくりの主体が、それぞれの役割や信頼関係を基調として「協働社会」を築いていくための仕組みづくりを推進します。</p> <p data-bbox="1406 655 1961 697">(2) 都市計画における住民参加の動向</p> <p data-bbox="1406 699 2546 793">近年、行政一般に対して、行政手続きの透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められています。特に都市計画のように国民の権利義務に直接影響を与えることとなる行政手続きについては、その必要性が高まっています。</p> <p data-bbox="1406 793 2546 888">また、環境問題や少子高齢社会の問題に対する意識が高まる中で、住民自らが暮らす街のあり方についてもこれまで以上に関心が高まっており、都市計画に対して住民自ら主体的に参画しようとする動きもみられることから、更に都市計画における住民参加がしやすくなるように配慮します。</p> <p data-bbox="1406 888 2546 987">一定の条件を満たすことで地域住民が都市計画の決定(変更)を発案し、行政へ提案できる「都市計画提案制度(平成15年創設)」に関する法改正(平成19年)を踏まえ、まちづくりに関して住民主体で創意工夫された計画の立案に活用されるよう、検討に必要な情報の提供等を行っていきます。</p> <p data-bbox="1406 1056 2160 1098">2. マネジメントサイクルによる都市計画の評価</p> <p data-bbox="1406 1123 2546 1218">都市計画区域マスタープランでは、都市計画に関する目標値の設定及び公表を行うとともに、事業が実施された場合の評価に必要なデータ観測を実施し、その成果をわかりやすく整理した上で、定期的に公表します。</p> <p data-bbox="1442 1218 2481 1249">このようなマネジメントサイクルを導入することで都市計画行政の効率性を高めていきます。</p> <div data-bbox="1567 1281 2466 1717">  <p data-bbox="1760 1680 2288 1711">▲図表 5.1 都市計画のマネジメントサイクル</p> </div>	<p data-bbox="2582 850 2656 882">(修正)</p>

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p data-bbox="201 239 1338 279">第5章 都市計画制度の運用方針 (P66)</p> <p data-bbox="201 306 792 346">3. 住民参加による都市づくりの推進</p> <p data-bbox="210 373 733 411">(1) 住民参加のための仕組みづくり</p> <p data-bbox="219 415 1347 510">行政が主体となった住民意見の反映の仕組みは、これまでも住民説明会、広報活動、計画の公示・縦覧などの方法で進められており、まちづくりに関わる住民の意見を計画策定に反映してきました。</p> <p data-bbox="219 514 1347 609">各都市計画区域マスタープランの作成にあたっては、都市計画区域マスタープランの重要性に鑑みて、案の検討段階から広く住民意見を反映させるため、地域住民が参加する検討会を行うとともに、案を作成する段階で一般の住民から意見を聴く機会を設けることとします。</p> <p data-bbox="219 613 1347 707">なお、検討会にあたっては、都市計画制度やこの基本方針について十分な理解を得た上で、住民意見と社会的合理性の調整に配慮し、「住まい方[※]」や「防災」について住民自らの問題として考える場となるよう運営するものとします。</p> <p data-bbox="270 711 1347 770">※周辺の居住環境や自分たちの暮らし方にあったライフスタイルを求めるだけでなく、省エネルギーや防災等の視点をも持ち合わせた居住地選択のこと</p> <p data-bbox="210 774 931 812">(2) 住民意見を反映した都市計画の立案への支援</p> <p data-bbox="219 816 1347 911">地域住民やまちづくり NPO 及び土地所有者等が計画案の作成等に関する申し出を行うことができる地区計画については、地域の実情を的確に反映した計画づくりが可能で、より身近な都市計画として提案できます。</p> <p data-bbox="219 915 1347 974">提案にあたっては、必要な都市計画に関する知識の普及や、必要な情報提供及び都市計画決定に関する手続き等に対して、可能な支援を行います。</p> <p data-bbox="201 1043 546 1083">4. 県と市町村の連携</p> <p data-bbox="210 1110 997 1148">(1) 県と市町村との連携による都市計画の効率的推進</p> <p data-bbox="219 1152 1347 1247">道路、公園等の都市施設、土地利用及び市街地開発事業に関する各種都市計画は、県と市町村がそれぞれ独立して機能するものではなく、互いに整合を図りながら一体の都市計画として位置づけていくことが必要です。</p> <p data-bbox="219 1251 1347 1346">平成23年の都市計画法改正は、都市計画の決定に関する権限の多くを市町村へと移行しました。このことは、地域の特性に応じた独自のまちづくりが実施しやすくなる一方で、各自の都合でまちづくりが進められることになり、広域的には不整合な都市計画となる可能性を高めています。</p> <p data-bbox="219 1350 1347 1409">本基本方針に基づき、広域的な視点で調整が図られた各都市計画区域マスタープランを作成することとし、このマスタープランにより個別都市計画の協議、調整を行うこととします。</p> <p data-bbox="219 1413 1347 1507">政令指定都市である熊本市は、熊本都市計画区域のうち、熊本市域における区域区分の決定権を有していることから、本県は区域区分の見直しにあたって、周辺の市町と十分な協議・調整をした上で、熊本市と一定の方針を作成し効率的な見直しを進めていきます。</p> <p data-bbox="210 1556 1347 1633">(2) 市町村都市計画マスタープランの作成や都市計画の変更時における協議の実質化、円滑化</p> <p data-bbox="219 1638 1347 1703">市町村が定める都市計画について、広域的な観点から策定する都市計画区域マスタープランの適合性や、市町村の範囲を超える影響等を確認するため、市町村都市計画マスタープランや個別の都</p>	<p data-bbox="1400 239 2537 279">第5章 都市計画制度の運用方針 (P61)</p> <p data-bbox="1400 306 1991 346">3. 住民参加による都市づくりの推進</p> <p data-bbox="1409 373 1932 411">(1) 住民参加のための仕組みづくり</p> <p data-bbox="1418 415 2555 510">行政が主体となった住民意見の反映の仕組みは、これまでも住民説明会、広報活動、計画の公示・縦覧などの方法で進められており、まちづくりにかかわる住民の意見を計画策定に反映してきました。</p> <p data-bbox="1418 514 2555 609">各都市計画区域マスタープランの作成にあたっては、都市計画区域マスタープランの重要性に鑑みて、案の検討段階から広く住民意見を反映させるため、地域住民が参加する検討会を行うとともに、案を作成する段階で一般の住民から意見を聴く機会を設けることとします。</p> <p data-bbox="1418 613 2555 707">なお、検討会にあたっては、都市計画制度やこの基本方針について十分な理解を得た上で、住民意見と社会的合理性の調整に配慮し、「住まい方[※]」や「防災」について住民自らの問題として考える場となるよう運営するものとします。</p> <p data-bbox="1469 711 2546 770">※周辺の居住環境や自分たちの暮らし方にあったライフスタイルを求めるだけでなく、省エネルギーや防災等の視点をも持ち合わせた居住地選択のこと</p> <p data-bbox="1409 774 2131 812">(2) 住民意見を反映した都市計画の立案への支援</p> <p data-bbox="1418 816 2555 911">地域住民やまちづくり NPO 及び土地所有者等が計画案の作成等に関する申し出を行うことができる地区計画については、地域の実情を的確に反映した計画づくりが可能で、より身近な都市計画として提案できます。</p> <p data-bbox="1418 915 2555 974">提案にあたっては、必要な都市計画に関する知識の普及や、必要な情報提供及び都市計画決定に関する手続き等に対して、可能な支援を行います。</p> <p data-bbox="1400 1043 1745 1083">4. 県と市町村の連携</p> <p data-bbox="1409 1110 2196 1148">(1) 県と市町村との連携による都市計画の効率的推進</p> <p data-bbox="1418 1152 2555 1247">道路、公園等の都市施設、土地利用及び市街地開発事業に関する各種都市計画は、県と市町村がそれぞれ独立して機能するものではなく、互いに整合を図りながら一体の都市計画として位置づけていくことが必要です。</p> <p data-bbox="1418 1251 2555 1346">平成23年の都市計画法改正は、都市計画の決定に関する権限の多くを市町村へと移行しました。このことは、地域の特性に応じた独自のまちづくりが実施しやすくなる一方で、各自の都合でまちづくりが進められることになり、広域的には不整合な都市計画となる可能性を高めています。</p> <p data-bbox="1418 1350 2555 1409">本基本方針に基づき、広域的な視点で調整が図られた各都市計画区域マスタープランを作成することとし、このマスタープランにより個別都市計画の協議、調整を行うこととします。</p> <p data-bbox="1418 1413 2555 1507">政令指定都市である熊本市は、熊本都市計画区域のうち、熊本市域における区域区分の決定権を有していることから、本県は区域区分の見直しにあたって、周辺の市町と十分な協議・調整をした上で、熊本市と一定の方針を作成し効率的な見直しを進めていきます。</p> <p data-bbox="1409 1556 2555 1633">(2) 市町村都市計画マスタープランの作成や都市計画の変更時における協議の実質化、円滑化</p> <p data-bbox="1418 1638 2555 1703">市町村が定める都市計画について、広域的な観点から策定する都市計画区域マスタープランの適合性や、市町村の範囲を超える影響等を確認するため、市町村都市計画マスタープランや個別の都</p>	<p data-bbox="2585 436 2665 474">(修正)</p> <p data-bbox="2585 632 2665 669">(修正)</p>

【新：改訂後(素案)】	【旧：改訂前】	備考
<p data-bbox="201 241 1335 283">第5章 都市計画制度の運用方針 (P67)</p> <p data-bbox="201 283 1335 388">市計画変更等の際には、県と市町村の協議を充分に行うこととします。 この協議の実質化、円滑化を図るため、本県は事前協議等を含めた協議の開始時期や期間、協議の対象、必要となる資料等について協議の実施方法を定めます。</p> <p data-bbox="201 451 1335 493">(3) 都市計画の実務に関する県と市町村の役割分担の明確化と協働関係の継続</p> <p data-bbox="201 493 1335 682">本県が作成する都市計画案については、市町村と十分に意見の調整を行います。 また、市町村が定める都市計画について、県は市町村の都市計画担当者に対して専門知識や実務経験の蓄積によるノウハウ等の提供を、必要に応じて行います。 なお、都市計画区域マスタープランで提示する目標値等について、その進捗の確認に必要となるデータの取得や提供、進捗状況の公表方法等を市町村と協議し、県民に対して都市計画の成果情報の提供を行っていきます。</p>	<p data-bbox="1400 241 2546 283">第5章 都市計画制度の運用方針 (P62)</p> <p data-bbox="1400 283 2546 388">市計画変更等の際には、県と市町村の協議を充分に行うこととします。 この協議の実質化、円滑化を図るため、本県は事前協議等を含めた協議の開始時期や期間、協議の対象、必要となる資料等について協議の実施方法を定めます。</p> <p data-bbox="1400 451 2546 493">(3) 都市計画の実務に関する県と市町村の役割分担の明確化と協働関係の継続</p> <p data-bbox="1400 493 2546 682">本県が作成する都市計画案については、市町村と十分に意見の調整を行います。 また、市町村が定める都市計画について、県は市町村の都市計画担当者に対して専門知識や実務経験の蓄積によるノウハウ等の提供を、必要に応じて行います。 なお、都市計画区域マスタープランで提示する目標値等について、その進捗の確認に必要となるデータの取得や提供、進捗状況の公表方法等を市町村と協議し、県民に対して都市計画の成果情報の提供を行っていきます。</p>	<p data-bbox="2582 283 2745 315">(誤植の修正)</p>